

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・福島県は、地方税に関する事務を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムの維持管理業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」を作成し、外部委託業者に周知している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定するなどの対策を講じている。
- ・外部からの不正アクセス対策に当たっては、税務システムをVPN(仮想プライベートネットワーク)によってネットワークから仮想的に分離させ、通信を暗号化する等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

福島県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和3年9月1日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



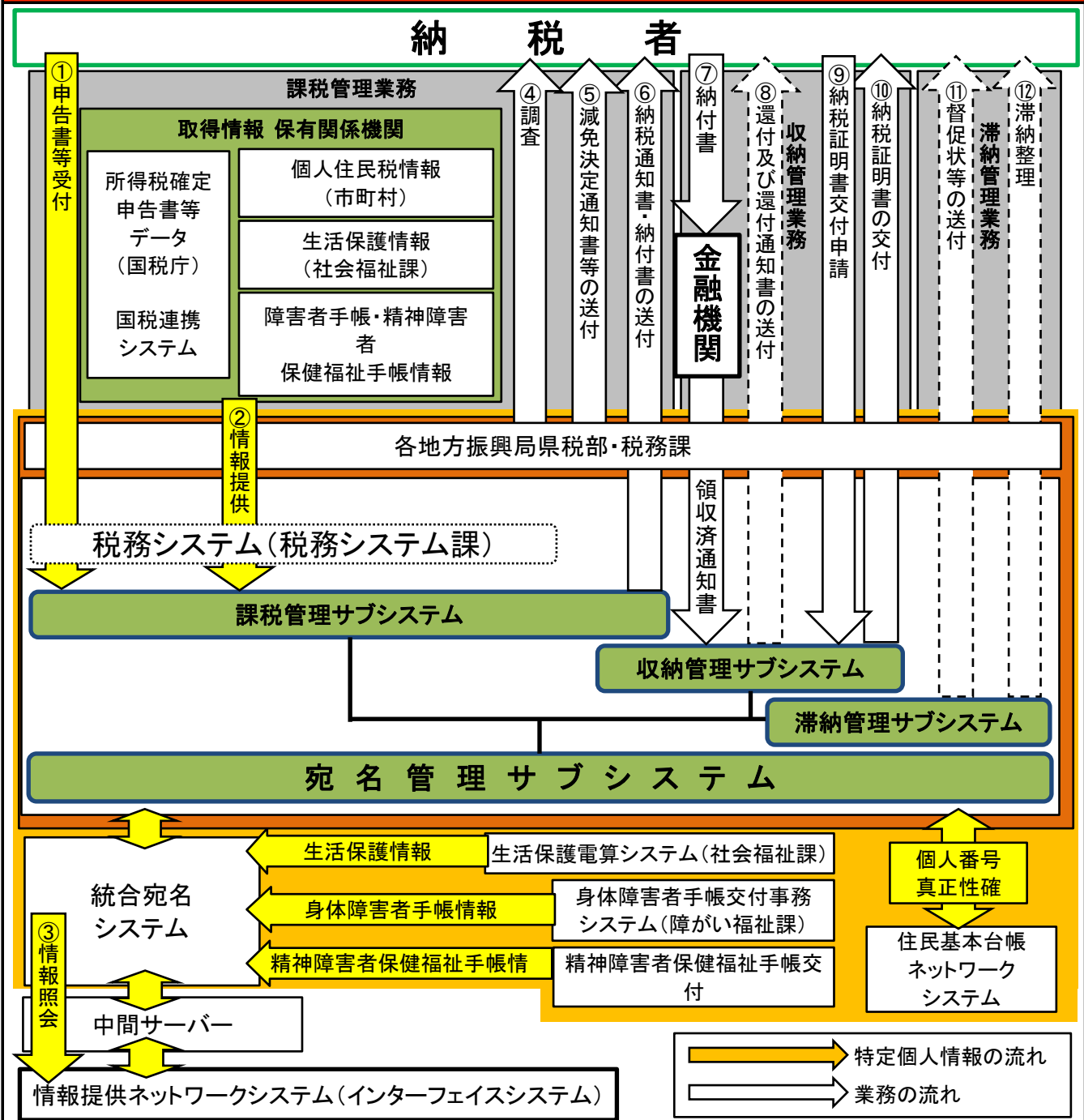




<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
税務システムデータベースファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<p>県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。</li> <li>・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化するため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<p>県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。</li> <li>・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。</li> <li>・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。</li> <li>・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一第16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の28の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条</li> </ul>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福島県総務部税務システム課
②所属長の役職名	税務システム課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	



(別添1) 事務の内容

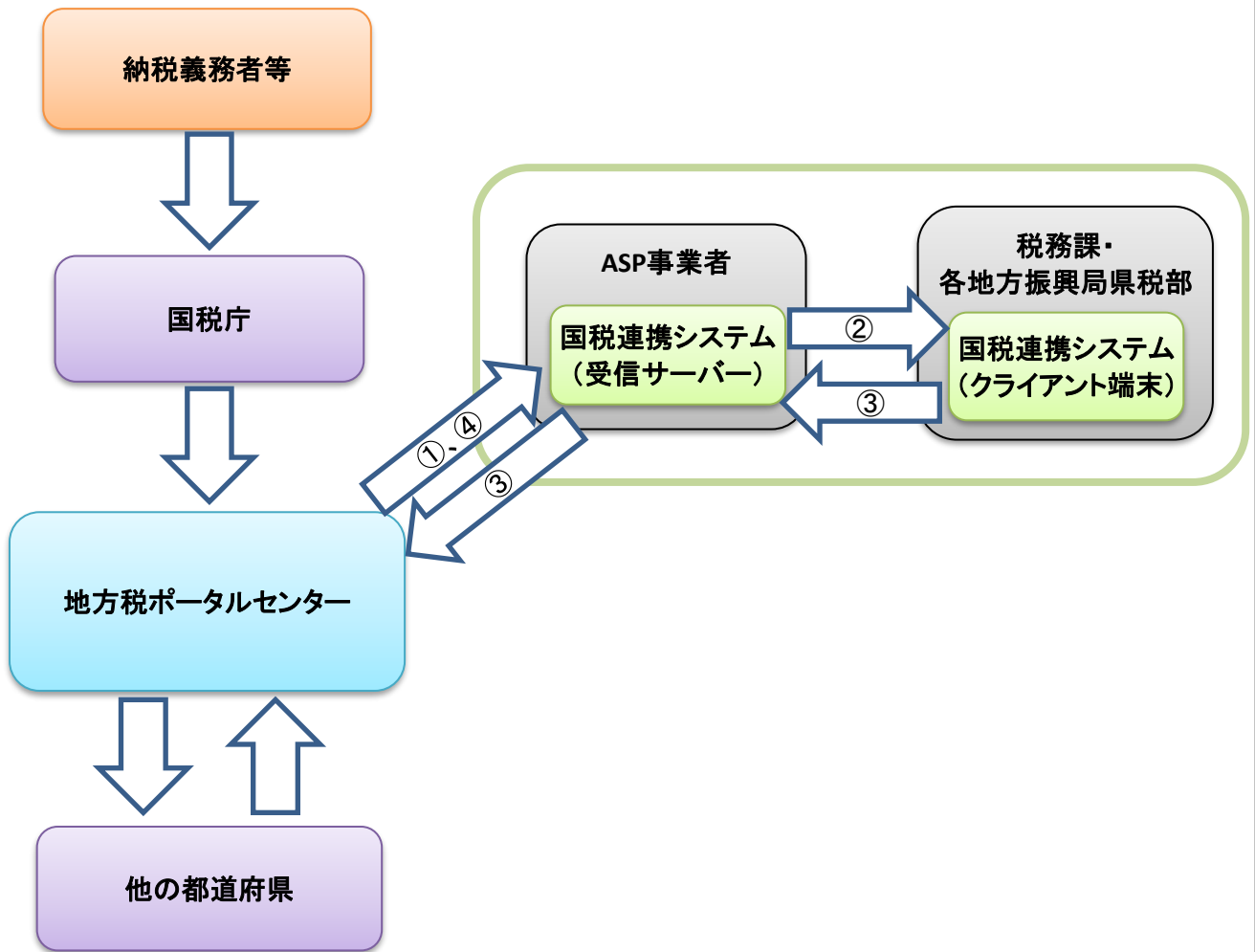


(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。
- ③ ②について、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。
- ④ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ⑤ ②及び③により決定した減免内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑥ ①～④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑦ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済み通知書により確認する。
- ⑧ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。
- ⑨ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。
- ⑩ ⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑪ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 国税庁から地方税ポータルセンターを通じて、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。
- ② 所得税申告書等データの照会、印刷、ダウンロード等の業務を行う。
- ③ 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを団体間回送する。
- ④ 他の都道府県から団体間回送により、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号およびその他識別情報:対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:地方税の賦課徴収等の事務を行うため 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減額決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	福島県総務部税務課、税務システム課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（社会福祉課、障がい福祉課、市町村行政課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁（税務署）） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他の都道府県、市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→国税連携システム(eLTAX)）							
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務（毎年） ・個人事業税の定期課税に関する事務 年1回（6月） <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務（随時） ・申告及び届出時 申請を受け付けた都度 ・納税者の特定時 事務上、納税者の特定が必要な都度							
④入手に係る妥当性	<input type="checkbox"/> 定期的に行う事務 ・個人事業税の定期課税を行うため、税務署（国税庁）から国税連携システムを経由して、前年分所得税確定申告書の情報を毎年6月に入手している。 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出等については、まず本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請にかかる負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて随時入手する。							
⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び福島県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法にて明示されているとともに、窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う。							
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化							
	変更の妥当性 -							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 福島県総務部税務課、税務システム課、福島県内の各地方振興局県税部							
	使用者数 [ 100人以上500人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※	<input type="checkbox"/> 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 <input type="checkbox"/> 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から、収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 <input type="checkbox"/> 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理業務を行う。 <input type="checkbox"/> 宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合などの宛名管理業務を行う。							

	<p>情報の突合 ※</p>	<p>①課税管理に関する事務          ・県税の軽減等を行うため、本人から提出された軽減に係る申告書等の内容と、市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報との突合を行う。          ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。</p> <p>上記①～③に係る④宛名管理に関する事務          ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他の団体(市町村)、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定個人情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報をを用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>・地方税関係情報により税の軽減を行う。          ・障害者に対する税の減額決定を行う。          ・生活保護者に対する税の減額決定を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	福島県税務システム維持管理業務	
①委託内容	税務システムの維持管理に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者	
その妥当性	税務システムの維持管理業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務システムの運用維持管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 税務システム )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には福島県報及び福島県公式ウェブサイトにて公表している。	
⑥委託先名	株式会社福島県中央計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	
①委託内容	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する事業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	
その妥当性	国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満	

		5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
⑤委託先名の確認方法		福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項4</b>		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満







**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;                  ・税務システムのバックアップサーバは、庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管している。                  ※室内への入退室権限を持つものを限定し、ICカード及びパスワードにより入退室する者の管理を行う。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;                  ・国税連携システムのサーバは委託業者の建物に保管しており、建物自体の耐震性能は震度6強相当の地震にも耐える建物となっている。                  ・水害対策として海岸線より離れた場所に設置し、自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』に設置している。                  ・建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。                  ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。                  ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。</p> <p>&lt;データセンター(県庁舎外)における措置&gt;                  ・税務システムのサーバ(バックアップサーバを除く)、統合宛名システム及び中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室はシステムや有人での管理により厳重に管理する。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 779 459 913"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="459 779 1497 913"> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 913 459 1037"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="459 913 1497 1037"> <p>地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、文書管理規則において業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。                  ※上記のとおり、本県においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、文書管理規則において業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。                  ※上記のとおり、本県においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p>
<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、文書管理規則において業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。                  ※上記のとおり、本県においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;                  ①電子データについては、税務システム及び統合宛名システムにて消去する。                  ②申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断・焼却・溶解等の、復元不可能な方法により廃棄を行う。外部委託する場合には、処理証明書を提出させる。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;                  ①国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへのデータ連携が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する税務システム課職員が手作業でデータを消去する。                  ②情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①特定個人情報の消去は福島県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

**7. 備考**

特になし。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名管理>

(口座振替管理マスター)振替区分、納税者番号、税目コード、課税番号、区別情報、金融機関コード、店舗コード、口座種別、口座番号、口座名義人、口座振替開始日、口座振替終了日、口座振替依頼日、更新日、更新時間

(納税者管理マスター)納税者番号、履歴連番、氏名(漢字)、氏名(カナ)、補記区分、組織区分、前後区分、代表者名、代表者区分、住所コード、番地、方書、郵便番号、個人法人等区分、関連番号、性別、生年月日、電話番号1~2、状態区分、状態区分設定日、注意コード、備考、送付先区分、漢字氏名(左詰め)、カナ氏名(左詰め)、住所(左詰め)、履歴連番(新)、履歴連番(旧)、更新者、更新理由コード、登録日、更新日、更新時間、名寄番号

(納税者検索マスター)マスター区分、カナ氏名、漢字氏名、住所、納税者番号、履歴連番、送付先区分

(納税貯蓄組合管理マスター)納税者番号、納税貯蓄組合コード、納税貯蓄組合加入日、納税貯蓄組合脱退日、納税貯蓄組合区分、更新日、更新時間

(連帯納税義務管理マスター)連帯納税者番号、連帯納税義務者連番、納税者番号、納税義務有無区分、納付書送付要否区分、更新日、更新時間

<収納管理>

(一括納付ファイル)納税者番号、課税番号、課税年度、歳入日、納付日、課税事務所コード、収納事務所コード、税額、納税証明書交付番号、所有者コード、納期限、内訳書番号、車台番号、削除フラグ、消込フラグ

(一括納付還付マス)納税者番号、一括区分、受付事務所、更新日

(過誤納マス)過誤納番号・会計年度、過誤納番号・県税コード、過誤納番号・連番、過誤納番号・枝番、経歴Fキー・税目、経歴Fキー・課税番号、経歴Fキー・実績年月等、経歴Fキー・課税連番、経歴Fキー・課税年度、経歴Fキー・経歴基準日、経歴Fキー・登録連番、経歴F登録連番、過誤納R、経歴F登録連番・還R過誤納、経歴F登録連番・還R加算金、過誤納事由、過誤納発生日、賦課決議日、歳入歳出区分、納付(入)すべき額・本税、納付(入)すべき額・税割、納付(入)すべき額・均等、納付(入)すべき額・所得、納付(入)すべき額・付加、納付(入)すべき額・資本、納付(入)すべき額・収入、納付(入)すべき額・延滞金、納付(入)すべき額・過少、納付(入)すべき額・不申告、納付(入)すべき額・重加、過誤納額・本税、過誤納額・税割、過誤納額・均等、過誤納額・所得、過誤納額・付加、過誤納額・資本、過誤納額・収入、過誤納額・延滞金、過誤納額・過少、過誤納額・不申告、過誤納額・重加、還付加算金始期日、除算始期、除算終期、通知日、支払日、充当額合計・本税、充当額合計・税割、充当額合計・均等、充当額合計・所得、充当額合計・付加、充当額合計・資本、充当額合計・収入、充当額合計・延滞金、充当額合計・過少、充当額合計・不申告、充当額合計・重加、還付額合計・本税、還付額合計・税割、還付額合計・均等、還付額合計・所得、還付額合計・付加、還付額合計・資本、還付額合計・収入、還付額合計・延滞金、還付額合計・過少、還付額合計・不申告、還付額合計・重加、還付加算金・本税、還付加算金・延滞金、還付加算金・過少、還付加算金・不申告、還付加算金・重加、内充当した額・本税、内充当した額・延滞金、内充当した額・過少、内充当した額・不申告、内充当した額・重加、還付加算金手計算、支払区分、還付先区分、還付先納税者番号、還付先口座情報・金融機関、還付先口座情報・支店番号、還付先口座情報・口座種別、還付先口座情報・口座番号、還付先口座情報・口座名義、過誤納処理状態、未調定フラグ、納付者納税者番号、保留区分、調査文書出力区分、過誤納処理日、調定事由(当初)、調定事由(現在)、還付先変更受付番号、自動車県外還付口座調査フラグ、収税担当者コード、納税義務納税者番号、納付日、納付日2、収納日、予定更新日、予定更新時間、更新区分、更新日

(還付金管理ファイル)過誤納番号・会計年度、過誤納番号・県税コード、過誤納番号・連番、過誤納番号・枝番、S隔地払通知書番号、歳入歳出区分、過誤納事由、調定キー・税目、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、調定事由(当初)、還付通知日、支払日、受領日、還付額・本税、還付額・延滞金、還付額・過少、還付課税額・不申告、還付課税額・重加、還付加算額(内)・本税、還付加算額(内)・延滞金、還付加算額(内)・過少、還付加算額(内)・不申告、還付加算額(内)・重加、支払区分、組入日、組入登録日、償還通知番号、償還受付日、償還支払日、償還区分、還付先区分、還付先納税者番号、還付口座・金融機関、還付口座・支店番号、還付口座・口座種別、還付口座・口座番号、還付口座・口座名義、更新日

(還付充当ファイル)過誤納番号・会計年度、過誤納番号・県税コード、過誤納番号・連番、過誤納番号・枝番、レコード区分、登録連番、定期随時区分、調定キー・税目、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、経歴番号、過誤納事由、通知日、支払日、還付加算金始期日、除算期間・開始日、除算期間・終了日、歳入歳出区分、充当・充当適状日、充当・充当終期日、充当・還付加算金区分、充当・本税・加算金区分、充当・充当額、充当・税割、充当・均等、充当・所得、充当・付加、充当・資本、充当・収入、充当・充当後未納額、充当・充当後未納・税割、充当・充当後未納・均等、充当・充当後未納・所得、充当・充当後未納・付加、充当・充当後未納・資本、充当・充当後未納・収入、充当・還付加算金計算値、充当・還付加算金基礎金額、充当・充当元経歴番号、充当・充当先税目、充当・充当先課税番号、充当・充当先実績年月等、充当・充当先課税連番、充当・充当先課税年度、充当・充当先経歴番号、充当・充当先本税加算金区分、充当・充当先会計年度、充当・充当先課税事務所、充当・充当先調定事由・当初、充当・予定更新日、充当・予定更新時間、充当・確定延滞金、還付・還付加算金区分、還付・還付税額・本税、還付・還付税額・税割、還付・還付税額・均等、還付・還付税額・所得、還付・還付税額・付加、還付・還付税額・資本、還付・還付税額・収入、還付・還付税額・延滞金、還付・還付税額・過少、還付・還付税額・不申告、還付・還付税額・重加、還付加算金計算値・本税、還付加算金計算値・税割、還付加算金計算値・均等、還付加算金計算値・所得、還付加算金計算値・付加、還付加算金計算値・資本、還付加算金計算値・収入、還付加算金計算値・延滞金、還付加算金計算値・過少、還付加算金計算値・不申告、還付加算金計算値・重加、還付加算金基礎金額・本税、還付加算金基礎金額・税割、還付加算金基礎金額・均等、還付加算金基礎金額・所得、還付加算金基礎金額・付加、還付加算金基礎金額・資本、還付加算金基礎金額・収入、還付加算金基礎金額・延滞金、還付加算金基礎金額・過少、還付加算金基礎金額・不申告、還付加算金基礎金額・重加

(還付充当入力解除ファイル)入力種別、入力補助種別、過誤納番号・会計年度、過誤納番号・県税コード、過誤納番号・連番、過誤納番号・枝番、支払日、調定事由(当初)、調定事由(現在)、過誤納事由、歳入歳出区分、充当元・税目コード、充当元・課税番号、充当元・実績年月等、充当元・課税連番、充当元・課税年度、納税者番号、納税者氏名(漢字)、納税者住所、歳入年度、充当先・税目コード、充当先・課税番号、充当先・実績年月等、充当先・課税連番、充当先・課税年度、徴収金区分、過誤納額、充当・還付額、発生日、始期日、除算始期、除算終期、操作日付、操作時刻

(還付充当予定ファイル00~08)過誤納番号・会計年度、過誤納番号・県税コード、過誤納番号・連番、過誤納番号・枝番、レコード区分、登録連番、定期随時区分、調定キー・税目、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、経歴番号、過誤納事由、通知日、支払日、還付加算金始期日、除算期間・開始日、除算期間・終了日、歳入歳出区分、充当・充当適状日、充当・充当終期日、充当・還付加算金区分、充当・本税・加算金区分、充当・充当額、充当・税割、充当・均等、充当・所得、充当・付加、充当・資本、充当・収入、充当・充当後未納額、充当・充当後未納・税割、充当・充当後未納・均等、充当・充当後未納・所得、充当・充当後未納・付加、充当・充当後未納・資本、充当・充当後未納・収入、充当・還付加算金計算値、充当・還付加算金基礎金額、充当・充当元経歴番号、充当・充当先税目、充当・充当先課税番号、充当・充当先実績年月等、充当・充当先課税連番、充当・充当先課税年度、充当・充当先経歴番号、充当・充当先本税加算金区分、充当・充当先会計年度、充当・充当先課税事務所、充当・充当先調定事由・当初、充当・予定更新日、充当・予定更新時間、充当・確定延滞金、還付・還付加算金区分、還付・還付税額・本税、還付・還付税額・税割、還付・還付税額・均等、還付・還付税額・所得、還付・還付税額・付加、還付・還付税額・資本、還付・還付税額・収入、還付・還付税額・延滞金、還付・還付税額・過少、還付・還付税額・不申告、還付・還付税額・重加、還付加算金計算値・本税、還付加算金計算値・税割、還付加算金計算値・均等、還付加算金計算値・所得、還付加算金計算値・付加、還付加算金計算値・資本、還付加算金計算値・収入、還付加算金計算値・延滞金、還付加算金計算値・過少、還付加算金計算値・不申告、還付加算金計算値・重加、還付加算金基礎金額・本税、還付加算金基礎金額・税割、還付加算金基礎金額・均等、還付加算金基礎金額・所得、還付加算金基礎金額・付加、還付加算金基礎金額・資本、還付加算金基礎金額・収入、還付加算金基礎金額・延滞金、還付加算金基礎金額・過少、還付加算金基礎金額・不申告、還付加算金基礎金額・重加

(還付先変更情報ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、登録連番、過誤納事由、受付日、受付番号・受付年度、受付番号・受付県税コード、受付番号・受付連番、有効期間、支払区分、委任先・納税者番号、委任先・金融機関CD、委任先・金融機関支店CD、委任先・口座種別CD、委任先・口座番号、委任先・口座名義、使用状態コード、更新区分、更新日(継続検査用発行履歴ファイル)課税番号、発行県税事務所コード1、発行日1、発行県税事務所コード2、発行日2、発行県税事務所コード3、発行日3、更新日、更新時間(時分秒)

(収納管理マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、S納税者番号、課税事務所(当初)、課税事務所(現在)、収納事務所(当初)、収納事務所(現在)、収納歳入年度、現滞区分、調定事由(当初)、課税区分(当初)、調定事由(現在)、課税区分(現在)、本税の調定連番、本来の納期限、納期限、調定日(当初)、調定日(現在)、賦課決議日、通知書発付日、増減調定適用日、増減調定延滞金適用日、申告日、申請日・收受日、更正請求日、税務署処理日、国税処理日、事業年度終了日、確定申告提出日、重加対応率、重加対応税額、重加対応率・税割、重加対応税額・税割、重加対応率・所得、重加対応税額・所得、重加対応率・付加、重加対応税額・付加、重加対応率・資本、重加対応税額・資本、重加対応率・収入、重加対応税額・収入、利子割還付額等、監査の申告期限延長、外形法人区分、自主決定日、税率・区分、税率・コード、登録日、登録抹消日、課税月数、注意コード、状態コード、初度登録年月、積雪軽減区分、車台番号、ディーラーコード、他税目設定日付、本税・当初調定額、本税・最終調定額、本税・最終調定額・税割、本税・最終調定額・均等、本税・最終調定額・所得、本税・最終調定額・付加、本税・最終調定額・資本、本税・最終調定額・収入、本税・年度当初調定額、本税・現在調定額、本税・未納額、本税・当年度収納額、本税・当年度収納・税割、本税・当年度収納・均等、本税・当年度収納・所得、本税・当年度収納・付加、本税・当年度収納・資本、本税・当年度収納・収入、本税・収納額合計、本税・収納額合計・税割、本税・収納額合計・均等、本税・収納額合計・所得、本税・収納額合計・付加、本税・収納額合計・資本、本税・収納額合計・収入、本税・当年度欠損額、本税・当年度欠損・税割、本税・当年度欠損・均等、本税・当年度欠損・所得、本税・当年度欠損・付加、本税・当年度欠損・資本、本税・当年度欠損・収入、本税・欠損額合計、本税・欠損額合計・税割、本税・欠損額合計・均等、本税・欠損額合計・所得、本税・欠損額合計・付加、本税・欠損額合計・資本、本税・欠損額合計・収入、本税・歳出還付額、本税・督促状発付日、本税・督促状発付額、最終収納日(本税)、最終納付日(本税)、本税・滞納報告日、本税・滞納報告額、本税・予備日付01、本税・予備日付02、本税・予備日付03、本税・予備日付04、本税・予備日付05、本税・予備金額01、本税・予備金額02、本税・予備金額03、本税・予備金額04、本税・予備金額05、延滞金・課税年度、延滞金・歳入年度、延滞金・現滞区分、延滞金・調定事由(当初)、延滞金・調定事由(現在)、延滞金・調定日(当初)、延滞金・調定日(現在)、延滞金・賦課決議日、延滞金・当初調定額、延滞金・最終調定額、延滞金・年度当初調定額、延滞金・現在調定額、延滞金・未納額、延滞金・当年度収納額、延滞金・収納額合計、延滞金・当年度欠損額、延滞金・欠損額合計、延滞金・歳出還付額、延滞金・督促状発付額、延滞金・滞納報告日、延滞金・滞納報告額、延滞金・延滞金減免額、延滞金計算不可区分、延滞金・予備日付01、延滞金・予備日付02、延滞金・予備日付03、延滞金・予備日付04、延滞金・予備日付05、延滞金・予備金額01、延滞金・予備金額02、延滞金・予備金額03、延滞金・予備金額04、延滞金・予備金額05、過少・当初調定額、過少・最終調定額、過少・最終調定額・税割、過少・最終調定額・均等、過少・最終調定額・所得、過少・最終調定額・付加、過少・最終調定額・資本、過少・最終調定額・収入、過少・年度当初調定額、過少・現在調定額、過少・未納額、過少・当年度収納額、過少・当年度収納・税割、過少・当年度収納・均等、過少・当年度収納・所得、過少・当年度収納・付加、過少・当年度収納・資本、過少・当年度収納・収入、過少・収納額合計、過少・収納額合計・税割、過少・収納額合計・均等、過少・収納額合計・所得、過少・収納額合計・付加、過少・収納額合計・資本、過少・収納額合計・収入、過少・当年度欠損額、過少・当年度欠損・税割、過少・当年度欠損・均等、過少・当年度欠損・所得、過少・当年度欠損・付加、過少・当年度欠損・資本、過少・当年度欠損・収入、過少・欠損額合計、過少・欠損額合計・税割、過少・欠損額合計・均等、過少・欠損額合計・所得、過少・欠損額合計・付加、過少・欠損額合計・資本、過少・欠損額合計・収入、過少・歳出還付額、過少・督促状発付額、過少・滞納報告日、過少・滞納報告額、過少・予備日付01、過少・予備日付02、過少・予備日付03、過少・予備日付04、過少・予備日付05、過少・予備金額01、過少・予備金額02、過少・予備金額03、過少・予備金額04、過少・予備金額05、不申告・当初調定額、不申告・最終調定額、不申告・最終調定額・税割、不申告・最終調定額・均等、不申告・最終調定額・所得、不申告・最終調定額・付加、不申告・最終調定額・資本、不申告・最終調定額・収入、不申告・年度当初調定額、不申告・現在調定額、不申告・未納額、不申告・当年度収納額、不申告・当年度収納・税割、不申告・当年度収納・均等、不申告・当年度収納・所得、不申告・当年度収納・付加、不申告・当年度収納・資本、不申告・当年度収納・収入、不申告・収納額合計、不申告・収納額合計・税割、不申告・収納額合計・均等、不申告・収納額合計・所得、不申告・収納額合計・付加、不申告・収納額合計・資本、不申告・収納額合計・収入、不申告・当年度欠損額、不申告・当年度欠損・税割、不申告・当年度欠損・均等、不申告・当年度欠損・所得、不申告・当年度欠損・付加、不申告・当年度欠損・資本、不申告・当年度欠損・収入、不申告・欠損額合計、不申告・欠損額合計・税割、不申告・欠損額合計・均等、不申告・欠損額合計・所得、不申告・欠損額合計・付加、不申告・欠損額合計・資本、不申告・欠損額合計・収入、不申告・歳出還付額、不申告・督促状発付額、不申告・滞納報告日、不申告・滞納報告額、不申告・予備日付01、不申告・予備日付02、不申告・予備日付03、不申告・予備日付04、不申告・予備日付05、不申告・予備金額01、不申告・予備金額02、不申告・予備金額03、不申告・予備金額04、不申告・予備金額05、重加・当初調定額、重加・最終調定額、重加・最終調定額・税割、重加・最終調定額・均等、重加・最終調定額・所得、重加・最終調定額・付加、重加・最終調定額・資本、重加・最終調定額・収入、重加・年度当初調定額、重加・現在調定額、重加・未納額、重加・当年度収納額、重加・当年度収納・税割、重加・当年度収納・均等、重加・当年度収納・所得、重加・当年度収納・付加、重加・当年度収納・資本、重加・当年度収納・収入、重加・収納額合計、重加・収納額合計・税割、重加・収納額合計・均等、重加・収納額合計・所得、重加・収納額合計・付加、重加・収納額合計・資本、重加・収納額合計・収入、重加・当年度欠損額、重加・当年度欠損・税割、重加・当年度欠損・均等、重加・当年度欠損・所得、重加・当年度欠損・付加、重加・当年度欠損・資本、重加・当年度欠損・収入、重加・欠損額合計、重加・欠損額合計・税割、重加・欠損額合計・均等、重加・欠損額合計・所得、重加・欠損額合計・付加、重加・欠損額合計・資本、重加・欠損額合計・収入、重加・歳出還付額、重加・督促状発付額、重加・滞納報告日、重加・滞納報告額、重加・予備日付01、重加・予備日付02、重加・予備日付03、重加・予備日付04、重加・予備日付05、重加・予備金額01、重加・予備金額02、重加・予備金額03、重加・予備金額04、重加・予備金額05、発付・催告発付止期限、発付・催告発付止期限、発付・納通公示送達日、発付・督促公示送達日、発付・催告公示送達日、発付・OSS送信日、発付・予備日付01、発付・予備日付02、発付・予備日付03、発付・予備日付04、発付・予備日付05、状況・個票出力、状況・執停事後調査書出力、状況・繰上徴収・納期限変更、状況・徴収嘱託、状況・執行停止、状況・送付先、状況・二次納、状況・承継人、状況・納管人、状況・延滞金減免入力、状況・徴収引継、状況・予備01、状況・予備02、状況・予備03、状況・予備04、状況・予備05、情報・調定件数、情報・納付件数、情報・納通発付、情報・督促発付、情報・催告発付、情報・滞納処分、情報・中断停止、情報・徴収猶予、情報・換価猶予、情報・証券受託、情報・納税誓約、情報・不納欠損、情報・徴収引継、情報・コンビニ速報、情報・予備01、情報・予備02、情報・予備03、情報・予備04、情報・予備05、経歴最終連番、異動情報最終連番、収税担当者コード、更新日、更新時間(時分秒)

(収納徴収経歴ファイル)調定キー・税目、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、経歴番号・経歴基準日、経歴番号・登録連番、レコード区分、共通・年度01~05、共通・区分01~10、共通・日付01~20、共通・調定1・税目、共通・調定1・課税番号、共通・調定1・実績年月等、共通・調定1・課税連番、共通・調定1・課税年度、共通・調定1・経歴基準日、共通・調定1・経歴連番、共通・調定2・税目、共通・調定2・課税番号、共通・調定2・実績年月等、共通・調定2・課税連番、共通・調定2・課税年度、共通・調定2・経歴基準日、共通・調定2・経歴連番、共通・納税者番号01、共通・納税者番号02、共通・納税者番号03、共通・納税者番号04、共通・納税者番号05、共通・金額01~40、共通・件数01、共通・件数02、共通・件数03、共通・件数04、共通・件数05、共通・件数06、共通・件数07、共通・件数08、共通・件数09、共通・件数10、共通・県税コード01、共通・県税コード02、共通・県税コード03、共通・県税コード04、共通・県税コード05、共通・県税コード06、共通・県税コード07、共通・県税コード08、共通・県税コード09、共通・県税コード10、共通・連番01、共通・連番02、共通・連番03、共通・連番04、共通・連番05、共通・文字列100-01、共通・文字列100-02、共通・文字列20-01、共通・文字列20-02、共通・文字列20-03、共通・文字列20-04、共通・文字列20-05、共通・文字列20-06、共通・文字列20-07、共通・文字列20-08、共通・文字列20-09、共通・文字列20-10、共通・システム予約、状態区分、更新日

(充当候補ファイル00～08)納税者番号、調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、データ区分、歳入年度、課税事務所、調定事由コード、SORT税目コード、納期限、注意コード、異動事由コード、状態コード、車検満了日、登録番号、未納額・本税、未納額・延滞金、未納額・過少、未納額・不申告、未納額・重加、充当できる額・本税、充当できる額・延滞金、充当できる額・過少、充当できる額・不申告、充当できる額・重加、調定情報区分、予定更新日、予定更新時間、収納事務所、延滞金・税目コード、延滞金・課税番号、延滞金・実績年月等、延滞金・課税連番、延滞金・課税年度、延滞金・本来の納期限、延滞金・納期限、延滞金・通知日、延滞金・申告日、延滞金・税務署処理日、延滞金・事業年度終了日、延滞金・確定申告提出日、延滞金・重加算金対応率、延滞金・利子割還付額等、延滞金・監査申告期限延長、延滞金・税率・区分、延滞金・税率・コード、延滞金・登録日、延滞金・登録抹消日、延滞金・課税月数、延滞金・注意コード、延滞金・状態コード、延滞金・納通返戻コード、延滞金・その他日付、延滞金・当初調定額、延滞金・延滞金減免額、延滞金・増減調定適用日、延滞金・最終納付日、延滞金・調定事由・当初、延滞金・調定事由・現在、状況・繰上徴収・納期限変更

(充当更新収納管理M00～08)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、S納税者番号、課税事務所(当初)、課税事務所(現在)、収納事務所(当初)、収納事務所(現在)、収納歳入年度、現滞区分、調定事由(当初)、課税区分(当初)、調定事由(現在)、課税区分(現在)、本税の調定連番、本来の納期限、納期限、調定日(当初)、調定日(現在)、賦課決議日、通知書発行日、増減調定適用日、増減調定延滞金適用日、申告日、申請日・收受日、更正請求日、税務署処理日、国税処理日、事業年度終了日、確定申告提出日、重加対応率、重加対応税額、重加対応率・税割、重加対応税額・税割、重加対応率・所得、重加対応税額・所得、重加対応率・付加、重加対応税額・付加、重加対応率・資本、重加対応税額・資本、重加対応率・収入、重加対応税額・収入、利子割還付額等、監査の申告期限延長、外形法人区分、自主決定日、税率・区分、税率・コード、登録日、登録抹消日、課税月数、注意コード、状態コード、初度登録年月、積雪軽減区分、車台番号、ディーラーコード、他税目設定日付、本税・当初調定額、本税・最終調定額、本税・最終調定額・税割、本税・最終調定額・均等、本税・最終調定額・所得、本税・最終調定額・付加、本税・最終調定額・資本、本税・最終調定額・収入、本税・年度当初調定額、本税・現在調定額、本税・未納額、本税・当年度収納額、本税・当年度収納・税割、本税・当年度収納・均等、本税・当年度収納・所得、本税・当年度収納・付加、本税・当年度収納・資本、本税・当年度収納・収入、本税・収納額合計、本税・収納額合計・税割、本税・収納額合計・均等、本税・収納額合計・所得、本税・収納額合計・付加、本税・収納額合計・資本、本税・収納額合計・収入、本税・当年度欠損額、本税・当年度欠損・税割、本税・当年度欠損・均等、本税・当年度欠損・所得、本税・当年度欠損・付加、本税・当年度欠損・資本、本税・当年度欠損・収入、本税・欠損額合計、本税・欠損額合計・税割、本税・欠損額合計・均等、本税・欠損額合計・所得、本税・欠損額合計・付加、本税・欠損額合計・資本、本税・欠損額合計・収入、本税・歳出還付額、本税・督促状発行日、本税・督促状発行額、最終納付日(本税)、最終納付日(本税)、本税・滞納報告日、本税・滞納報告額、本税・予備日付01、本税・予備日付02、本税・予備日付03、本税・予備日付04、本税・予備日付05、本税・予備金額01、本税・予備金額02、本税・予備金額03、本税・予備金額04、本税・予備金額05、延滞金・課税年度、延滞金・歳入年度、延滞金・現滞区分、延滞金・調定事由(当初)、延滞金・調定事由(現在)、延滞金・調定日(当初)、延滞金・調定日(現在)、延滞金・賦課決議日、延滞金・当初調定額、延滞金・最終調定額、延滞金・年度当初調定額、延滞金・現在調定額、延滞金・未納額、延滞金・当年度収納額、延滞金・収納額合計、延滞金・当年度欠損額、延滞金・欠損額合計、延滞金・歳出還付額、延滞金・督促状発行額、延滞金・滞納報告日、延滞金・滞納報告額、延滞金・延滞金減免額、延滞金計算不可区分、延滞金・予備日付01、延滞金・予備日付02、延滞金・予備日付03、延滞金・予備日付04、延滞金・予備日付05、延滞金・予備金額01、延滞金・予備金額02、延滞金・予備金額03、延滞金・予備金額04、延滞金・予備金額05、過少・当初調定額、過少・最終調定額、過少・最終調定額・税割、過少・最終調定額・均等、過少・最終調定額・所得、過少・最終調定額・付加、過少・最終調定額・資本、過少・最終調定額・収入、過少・年度当初調定額、過少・現在調定額、過少・未納額、過少・当年度収納額、過少・当年度収納・税割、過少・当年度収納・均等、過少・当年度収納・所得、過少・当年度収納・付加、過少・当年度収納・資本、過少・当年度収納・収入、過少・収納額合計、過少・収納額合計・税割、過少・収納額合計・均等、過少・収納額合計・所得、過少・収納額合計・付加、過少・収納額合計・資本、過少・収納額合計・収入、過少・当年度欠損額、過少・当年度欠損・税割、過少・当年度欠損・均等、過少・当年度欠損・所得、過少・当年度欠損・付加、過少・当年度欠損・資本、過少・当年度欠損・収入、過少・欠損額合計、過少・欠損額合計・税割、過少・欠損額合計・均等、過少・欠損額合計・所得、過少・欠損額合計・付加、過少・欠損額合計・資本、過少・欠損額合計・収入、過少・歳出還付額、過少・督促状発行額、過少・滞納報告日、過少・滞納報告額、過少・予備日付01、過少・予備日付02、過少・予備日付03、過少・予備日付04、過少・予備日付05、過少・予備金額01、過少・予備金額02、過少・予備金額03、過少・予備金額04、過少・予備金額05、不申告・当初調定額、不申告・最終調定額、不申告・最終調定額・税割、不申告・最終調定額・均等、不申告・最終調定額・所得、不申告・最終調定額・付加、不申告・最終調定額・資本、不申告・最終調定額・収入、不申告・年度当初調定額、不申告・現在調定額、不申告・未納額、不申告・当年度収納額、不申告・当年度収納・税割、不申告・当年度収納・均等、不申告・当年度収納・所得、不申告・当年度収納・付加、不申告・当年度収納・資本、不申告・当年度収納・収入、不申告・収納額合計、不申告・収納額合計・税割、不申告・収納額合計・均等、不申告・収納額合計・所得、不申告・収納額合計・付加、不申告・収納額合計・資本、不申告・収納額合計・収入、不申告・当年度欠損額、不申告・当年度欠損・税割、不申告・当年度欠損・均等、不申告・当年度欠損・所得、不申告・当年度欠損・付加、不申告・当年度欠損・資本、不申告・当年度欠損・収入、不申告・欠損額合計、不申告・欠損額合計・税割、不申告・欠損額合計・均等、不申告・欠損額合計・所得、不申告・欠損額合計・付加、不申告・欠損額合計・資本、不申告・欠損額合計・収入、不申告・歳出還付額、不申告・督促状発行額、不申告・滞納報告日、不申告・滞納報告額、不申告・予備日付01、不申告・予備日付02、不申告・予備日付03、不申告・予備日付04、不申告・予備日付05、不申告・予備金額01、不申告・予備金額02、不申告・予備金額03、不申告・予備金額04、不申告・予備金額05、重加・当初調定額、重加・最終調定額、重加・最終調定額・税割、重加・最終調定額・均等、重加・最終調定額・所得、重加・最終調定額・付加、重加・最終調定額・資本、重加・最終調定額・収入、重加・年度当初調定額、重加・現在調定額、重加・未納額、重加・当年度収納額、重加・当年度収納・税割、重加・当年度収納・均等、重加・当年度収納・所得、重加・当年度収納・付加、重加・当年度収納・資本、重加・当年度収納・収入、重加・収納額合計、重加・収納額合計・税割、重加・収納額合計・均等、重加・収納額合計・所得、重加・収納額合計・付加、重加・収納額合計・資本、重加・収納額合計・収入、重加・当年度欠損額、重加・当年度欠損・税割、重加・当年度欠損・均等、重加・当年度欠損・所得、重加・当年度欠損・付加、重加・当年度欠損・資本、重加・当年度欠損・収入、重加・欠損額合計、重加・欠損額合計・税割、重加・欠損額合計・均等、重加・欠損額合計・所得、重加・欠損額合計・付加、重加・欠損額合計・資本、重加・欠損額合計・収入、重加・歳出還付額、重加・督促状発行額、重加・滞納報告日、重加・滞納報告額、重加・予備日付01、重加・予備日付02、重加・予備日付03、重加・予備日付04、重加・予備日付05、重加・予備金額01、重加・予備金額02、重加・予備金額03、重加・予備金額04、重加・予備金額05、発行・督促状発行期限、発行・催告発行止期限、発行・納通公示送達日、発行・督促公示送達日、発行・催告公示送達日、発行・OSS送信日、発行・予備日付01、発行・予備日付02、発行・予備日付03、発行・予備日付04、発行・予備日付05、状況・個票出力、状況・執停事後調査書出力、状況・繰上徴収・納期限変更、状況・徴収嘱託、状況・執行停止、状況・送付先、状況・二次納、状況・承継人、状況・納管人、状況・延滞金減免入力、状況・徴取引継、状況・予備01、状況・予備02、状況・予備03、状況・予備04、状況・予備05、情報・調定件数、情報・納付件数、情報・納通発行、情報・督促発行、情報・催告発行、情報・滞納処分、情報・中断停止、情報・徴収猶予、情報・換価猶予、情報・証券受託、情報・納税誓約、情報・不納欠損、情報・徴取引継、情報・コンビニ速報、情報・予備01、情報・予備02、情報・予備03、情報・予備04、情報・予備05、経歴最終連番、異動情報最終連番、収税担当者コード、更新日、更新時間(時分秒)

(充当予定経歴ファイル00～08)調定キー・税目、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、経歴番号、経歴基準日、経歴番号・登録連番、レコード区分、共通・年度01～05、共通・区分01～10、共通・日付01～20、共通・調定1・税目、共通・調定1・課税番号、共通・調定1・実績年月等、共通・調定1・課税連番、共通・調定1・課税年度、共通・調定1・経歴基準日、共通・調定1・経歴連番、共通・調定2・税目、共通・調定2・課税番号、共通・調定2・実績年月等、共通・調定2・課税連番、共通・調定2・課税年度、共通・調定2・経歴基準日、共通・調定2・経歴連番、共通・納税者番号01、共通・納税者番号02、共通・納税者番号03、共通・納税者番号04、共通・納税者番号05、共通・金額01～40、共通・件数01、共通・件数02、共通・件数03、共通・件数04、共通・件数05、共通・件数06、共通・件数07、共通・件数08、共



通・件数09、共通・件数10、共通・県税コード01、共通・県税コード02、共通・県税コード03、共通・県税コード04、共通・県税コード05、共通・県税コード06、共通・県税コード07、共通・県税コード08、共通・県税コード09、共通・県税コード10、共通・連番01、共通・連番02、共通・連番03、共通・連番04、共通・連番05、共通・文字列100-01、共通・文字列100-02、共通・文字列20-01、共通・文字列20-02、共通・文字列20-03、共通・文字列20-04、共通・文字列20-05、共通・文字列20-06、共通・文字列20-07、共通・文字列20-08、共通・文字列20-09、共通・文字列20-10、共通・システム予約、状態区分、更新日

(充当予定収納管理M00~08)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、S納税者番号、課税事務所(当初)、課税事務所(現在)、収納事務所(当初)、収納事務所(現在)、収納歳入年度、現滞区分、調定事由(当初)、課税区分(当初)、調定事由(現在)、課税区分(現在)、本税の調定連番、本来の納期限、納期限、調定日(当初)、調定日(現在)、賦課決議日、通知書発行日、増減調定適用日、増減調定延滞金適用日、申告日、申請日・收受日、更正請求日、税務署処理日、国税処理日、事業年度終了日、確定申告提出日、重加対応率、重加対応税額、重加対応率・税割、重加対応税額・税割、重加対応率・所得、重加対応税額・所得、重加対応率・付加、重加対応税額・付加、重加対応率・資本、重加対応税額・資本、重加対応率・収入、重加対応税額・収入、利子割還付額等、監査の申告期限延長、外形法人区分、自主決定日、税率・区分、税率・コード、登録日、登録抹消日、課税月数、注意コード、状態コード、初度登録年月、積雪軽減区分、車台番号、ディーラーコード、他税目設定日付、本税・当初調定額、本税・最終調定額、本税・最終調定額・税割、本税・最終調定額・均等、本税・最終調定額・所得、本税・最終調定額・付加、本税・最終調定額・資本、本税・最終調定額・収入、本税・年度当初調定額、本税・現在調定額、本税・未納額、本税・当年度収納額、本税・当年度収納・税割、本税・当年度収納・均等、本税・当年度収納・所得、本税・当年度収納・付加、本税・当年度収納・資本、本税・当年度収納・収入、本税・収納額合計、本税・収納額合計・税割、本税・収納額合計・均等、本税・収納額合計・所得、本税・収納額合計・付加、本税・収納額合計・資本、本税・収納額合計・収入、本税・当年度欠損額、本税・当年度欠損・税割、本税・当年度欠損・均等、本税・当年度欠損・所得、本税・当年度欠損・付加、本税・当年度欠損・資本、本税・当年度欠損・収入、本税・欠損額合計、本税・欠損額合計・税割、本税・欠損額合計・均等、本税・欠損額合計・所得、本税・欠損額合計・付加、本税・欠損額合計・資本、本税・欠損額合計・収入、本税・歳出還付額、本税・督促状発行日、本税・督促状発行額、最終収納日(本税)、最終納付日(本税)、本税・滞納報告日、本税・滞納報告額、本税・予備日付01、本税・予備日付02、本税・予備日付03、本税・予備日付04、本税・予備日付05、本税・予備金額01、本税・予備金額02、本税・予備金額03、本税・予備金額04、本税・予備金額05、延滞金・課税年度、延滞金・歳入年度、延滞金・現滞区分、延滞金・調定事由(当初)、延滞金・調定事由(現在)、延滞金・調定日(当初)、延滞金・調定日(現在)、延滞金・賦課決議日、延滞金・当初調定額、延滞金・最終調定額、延滞金・年度当初調定額、延滞金・現在調定額、延滞金・未納額、延滞金・当年度収納額、延滞金・収納額合計、延滞金・当年度欠損額、延滞金・欠損額合計、延滞金・歳出還付額、延滞金・督促状発行額、延滞金・滞納報告日、延滞金・滞納報告額、延滞金・延滞金減免額、延滞金計算不可区分、延滞金・予備日付01、延滞金・予備日付02、延滞金・予備日付03、延滞金・予備日付04、延滞金・予備日付05、延滞金・予備金額01、延滞金・予備金額02、延滞金・予備金額03、延滞金・予備金額04、延滞金・予備金額05、過少・当初調定額、過少・最終調定額、過少・最終調定額・税割、過少・最終調定額・均等、過少・最終調定額・所得、過少・最終調定額・付加、過少・最終調定額・資本、過少・最終調定額・収入、過少・年度当初調定額、過少・現在調定額、過少・未納額、過少・当年度収納額、過少・当年度収納・税割、過少・当年度収納・均等、過少・当年度収納・所得、過少・当年度収納・付加、過少・当年度収納・資本、過少・当年度収納・収入、過少・収納額合計、過少・収納額合計・税割、過少・収納額合計・均等、過少・収納額合計・所得、過少・収納額合計・付加、過少・収納額合計・資本、過少・収納額合計・収入、過少・当年度欠損額、過少・当年度欠損・税割、過少・当年度欠損・均等、過少・当年度欠損・所得、過少・当年度欠損・付加、過少・当年度欠損・資本、過少・当年度欠損・収入、過少・欠損額合計、過少・欠損額合計・税割、過少・欠損額合計・均等、過少・欠損額合計・所得、過少・欠損額合計・付加、過少・欠損額合計・資本、過少・欠損額合計・収入、過少・歳出還付額、過少・督促状発行額、過少・滞納報告日、過少・滞納報告額、過少・予備日付01、過少・予備日付02、過少・予備日付03、過少・予備日付04、過少・予備日付05、過少・予備金額01、過少・予備金額02、過少・予備金額03、過少・予備金額04、過少・予備金額05、不申告・当初調定額、不申告・最終調定額、不申告・最終調定額・税割、不申告・最終調定額・均等、不申告・最終調定額・所得、不申告・最終調定額・付加、不申告・最終調定額・資本、不申告・最終調定額・収入、不申告・年度当初調定額、不申告・現在調定額、不申告・未納額、不申告・当年度収納額、不申告・当年度収納・税割、不申告・当年度収納・均等、不申告・当年度収納・所得、不申告・当年度収納・付加、不申告・当年度収納・資本、不申告・当年度収納・収入、不申告・収納額合計、不申告・収納額合計・税割、不申告・収納額合計・均等、不申告・収納額合計・所得、不申告・収納額合計・付加、不申告・収納額合計・資本、不申告・収納額合計・収入、不申告・当年度欠損額、不申告・当年度欠損・税割、不申告・当年度欠損・均等、不申告・当年度欠損・所得、不申告・当年度欠損・付加、不申告・当年度欠損・資本、不申告・当年度欠損・収入、不申告・欠損額合計、不申告・欠損額合計・税割、不申告・欠損額合計・均等、不申告・欠損額合計・所得、不申告・欠損額合計・付加、不申告・欠損額合計・資本、不申告・欠損額合計・収入、不申告・歳出還付額、不申告・督促状発行額、不申告・滞納報告日、不申告・滞納報告額、不申告・予備日付01、不申告・予備日付02、不申告・予備日付03、不申告・予備日付04、不申告・予備日付05、不申告・予備金額01、不申告・予備金額02、不申告・予備金額03、不申告・予備金額04、不申告・予備金額05、重加・当初調定額、重加・最終調定額、重加・最終調定額・税割、重加・最終調定額・均等、重加・最終調定額・所得、重加・最終調定額・付加、重加・最終調定額・資本、重加・最終調定額・収入、重加・年度当初調定額、重加・現在調定額、重加・未納額、重加・当年度収納額、重加・当年度収納・税割、重加・当年度収納・均等、重加・当年度収納・所得、重加・当年度収納・付加、重加・当年度収納・資本、重加・当年度収納・収入、重加・収納額合計、重加・収納額合計・税割、重加・収納額合計・均等、重加・収納額合計・所得、重加・収納額合計・付加、重加・収納額合計・資本、重加・収納額合計・収入、重加・当年度欠損額、重加・当年度欠損・税割、重加・当年度欠損・均等、重加・当年度欠損・所得、重加・当年度欠損・付加、重加・当年度欠損・資本、重加・当年度欠損・収入、重加・欠損額合計、重加・欠損額合計・税割、重加・欠損額合計・均等、重加・欠損額合計・所得、重加・欠損額合計・付加、重加・欠損額合計・資本、重加・欠損額合計・収入、重加・歳出還付額、重加・督促状発行額、重加・滞納報告日、重加・滞納報告額、重加・予備日付01、重加・予備日付02、重加・予備日付03、重加・予備日付04、重加・予備日付05、重加・予備金額01、重加・予備金額02、重加・予備金額03、重加・予備金額04、重加・予備金額05、発行・督促発行止期限、発行・催告発行止期限、発行・納通公示送達日、発行・督促公示送達日、発行・催告公示送達日、発行・OSS送信日、発行・予備日付01、発行・予備日付02、発行・予備日付03、発行・予備日付04、発行・予備日付05、状況・個票出力、状況・執停事後調査書出力、状況・繰上徴収・納期限変更、状況・徴収囑託、状況・執行停止、状況・送付先、状況・二次納、状況・承継人、状況・納管人、状況・延滞金減免入力、状況・徴取引継、状況・予備01、状況・予備02、状況・予備03、状況・予備04、状況・予備05、情報・調定件数、情報・納付件数、情報・納通発行、情報・督促発行、情報・催告発行、情報・滞納処分、情報・中断停止、情報・徴収猶予、情報・換価猶予、情報・証券受託、情報・納税誓約、情報・不納欠損、情報・徴取引継、情報・コンビニ速報、情報・予備01、情報・予備02、情報・予備03、情報・予備04、情報・予備05、経歴最終連番、異動情報最終連番、収税担当者コード、更新日、更新時間(時分秒)

(納付情報管理マスタ)KEY・調定キー・税目コード、KEY・調定キー・課税番号、KEY・調定キー・実績年月等、KEY・調定キー・課税連番、KEY・調定キー・調定年度、納入年月日、バッチ番号、歳入年月日、所得割、収入割、資本割、付加価値割、特別税、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、作成日、更新日、更新時間

(本税充当経歴ファイル00~08)調定キー・税目、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、経歴番号・経歴基準日、経歴番号・登録連番、レコード区分、共通・年度01~05、共通・区分01~10、共通・日付01~20、共通・調定1・税目、共通・調定1・課税番号、共通・調定1・実績年月等、共通・調定1・課税連番、共通・調定1・課税年度、共通・調定1・経歴基準日、共通・調定1・経歴連番、共通・調定2・税目、共通・調定2・課税番号、共通・調定2・実績年月等、共通・調定2・課税連番、共通・調定2・課税年度、共通・調定2・経歴基準日、共通・調定2・経歴連番、共通・納税者番号01、共通・納税者番号02、共通・納税者番号03、共通・納税者番号04、共通・納税者番号05、共通・金額01~40、共通・件数01、共通・件数02、共通・件数03、共通・件数04、共通・件数05、共通・件数06、共通・件数07、共通・件数08、共通・件数09、共通・件数10、共通・県税コード01、共通・県税コード02、共通・県税コード03、共通・県税コード04、共通・県税コード05、共通・県

税コード06、共通・県税コード07、共通・県税コード08、共通・県税コード09、共通・県税コード10、共通・連番01、共通・連番02、共通・連番03、共通・連番04、共通・連番05、共通・文字列100-01、共通・文字列100-02、共通・文字列20-01、共通・文字列20-02、共通・文字列20-03、共通・文字列20-04、共通・文字列20-05、共通・文字列20-06、共通・文字列20-07、共通・文字列20-08、共通・文字列20-09、共通・文字列20-10、共通・システム予約、状態区分、更新日

<滞納管理>

(引継引受中間ファイル)収税担当者コード、S納税者番号、引継収税担当者コード、引継担当者名、納税者カナ、納税者氏名、納税者住所、更新区分、更新日

(延滞金減免ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、調書年度、県税コード、調書連番、調定事由、S納税者番号、本税、算定延滞金額期間FROM、算定延滞金額期間TO、算定延滞金額算定金額、減免/免除延滞金額、減免/免除後延滞金額、延滞金収納額、仮登録フラグ、収税担当者コード、経歴F登録連番・経歴基準日、経歴F登録連番・登録連番、更新日、決議日

(延滞金減免ヘッダーファイル)調書年度、県税コード、調書連番、S納税者番号、該当条項、理由、仮登録フラグ、収税担当者コード、更新区分、更新日、決議日

(換価配当計算ファイル)年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、歳入年度、収納日、納付日、納付事由、配当額・本税、配当額・税割額、配当額・均等割額、配当額・所得割額、配当額・付加価値割額、配当額・資本割額、配当額・収入割額、配当額・延滞、配当額・過少、配当額・不申、配当額・重加、消込指示フラグ、消込済フラグ、更新区分、更新日、債権者、滞納処分費、配当順位

(換価猶予管理簿)調書年度、県税コード、調書連番、決議日、期限、S納税者番号、S開始日、S猶予事由コード、差押済、摘要1、摘要2、摘要3、猶予条件1、猶予条件2、猶予条件3、猶予対象物件1、猶予対象物件2、猶予対象物件3、収税担当者コード、仮登録フラグ、更新区分、更新日

(銀行照会情報中間ファイル)収税担当者コード、S納税者番号、更新区分、更新日

(欠損候補中間ファイル)収税担当者コード、調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、S納税者番号、欠損額・本税、欠損額・税割額、欠損額・均等割額、欠損額・所得割額、欠損額・付加価値割額、欠損額・資本割額、欠損額・収入割額、欠損額・延滞金、欠損額・不申告、欠損額・過少、欠損額・重加、欠損年月日、解除フラグ、決議書フラグ、更新区分、更新日

(権利関係人マスタ)物件番号・財産区分、物件番号・財産種別、物件番号・連番、権利発生日、同日枝番、権利機関、権利関係人納税者番号、権利発生事由、権利発生事由(漢字)、権利消滅日、設定年月日、設定金額、備考欄、処分番号・年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、権利人名、余白、更新区分、更新日

(交付要求管理簿)年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、執行機関名、事件番号、S納税者番号、納税者住所、納税者氏名、交付年月日、収税担当者コード、収税担当者名、配当期日、配当金額、代金納付日、交付要求解除年月日、解除収税担当者コード、解除収税担当者名、備考、更新区分、更新日

(差押管理簿)年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、執行機関名、差押年月日、S納税者番号、納税者住所、納税者氏名、収税担当者コード、収税担当者名、登記年月日、登記番号、解除年月日、解除理由、登記年月日(解除事項)、登記番号(解除事項)、解除収税担当者コード、解除収税担当者名、参加事績、更新区分、更新日

(財産マスタ)物件番号・財産区分、物件番号・財産種別、物件番号・連番、S納税者番号、S物件番号・財産区分、S物件番号・財産種別、S物件番号・連番、調査日、調査県税コード、調査担当者名、処分現況区分、処分県税コード、財産有無区分、記事1、記事2、記事3、記事4、記事5、履行期限、延床面積1、延床面積2、郵便番号、給料日、退職日、料金支払方法、金融機関種別、金融機関名、店舗名、口座種別、口座番号、貯金残高、高付金額、不動産種類、本店本社名、本店本社住所、予備、更新区分、更新日

(参加差押管理簿)年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、執行機関名、参加差押年月日、S納税者番号、納税者住所、納税者氏名、収税担当者コード、収税担当者名、登記年月日、登記番号、解除年月日、解除理由、登記年月日(解除事項)、登記番号(解除事項)、解除収税担当者コード、解除収税担当者名、参加事績、更新区分、更新日

(執行停止マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、発生日、執行停止事由、S納税者番号、S発生日、S執行停止事由、S画面登録連番、消滅日、決議日、通知日、取消事由、取消決議日、取消日、対象税額・本税、対象税額・税割額、対象税額・均等割額、対象税額・所得割額、対象税額・付加価値割額、対象税額・資本割額、対象税額・収入割額、対象税額・延滞金、対象税額・過少、対象税額・不申告、対象税額・重加、調書年度、県税コード、調書連番、欠損フラグ、余白、経歴F登録連番・経歴基準日、経歴F登録連番・登録連番、更新区分、更新日

(執行停止一括中間ファイル)収税担当者コード、調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、調定キー・課税事由、調定事由、S納税者番号、対象税額・本税、決議書フラグ、調書年度、県税コード、調書連番、更新区分、更新日、対象税額・延滞金、対象税額・過少、対象税額・不申告、対象税額・重加

(執行停止管理簿)調書年度、県税コード、調書連番、調査事項1、調査年月日1、調査者1、調査事項2、調査年月日2、調査者2、資力回復状況、収税担当者コード、仮登録フラグ、更新区分、更新日

(執行停止中間ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、発生日、執行停止事由、S納税者番号、S発生日、S執行停止事由、S画面登録連番、消滅日、決議日、通知日、取消事由、取消決議日、取消日、対象税額・本税、対象税額・税割額、対象税額・均等割額、対象税額・所得割額、対象税額・付加価値割額、対象税額・資本割額、対象税額・収入割額、対象税額・延滞金、対象税額・過少、対象税額・不申告、対象税額・重加、調書年度、県税コード、調書連番、収税担当者コード、更新区分、更新日

(証券受託マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、年度、受託証券番号・県税コード、受託証券番号・冊番、受託証券番号・枝番、受託証券番号・項番、S年度、S受託証券番号・県税コード、S受託証券番号・冊番、S受託証券番号・枝番、S受託証券番号・項番、S画面登録連番、証券受託日、取消事由、取消日、証券種別、証券番号、証面金額、金融機関コード、支店コード、振出日、支払日、対象税額・本税、対象税額・延滞金、対象税額・過少、対象税額・不申告、対象税額・重加、委託者納税者番号、収税担当者コード、余白、経歴F登録連番・経歴基準日、経歴F登録連番・登録連番、更新区分、更新日

(即欠損中間ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、S納税者番号、様式、欠損額、欠損額・本税、欠損額・税割額、欠損額・均等割額、欠損額・所得割額、欠損額・付加価値割額、欠損額・資本割額、欠損額・収入割額、欠損額・延滞金、欠損額・不申告、欠損額・過少、欠損額・重加、欠損年月日、解除フラグ、収税担当者コード、更新区分、更新日、欠損決議日

(滞納金額内訳表中間ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、収税担当者コード、納税者番号、調定事由、住所、氏名、納期限、法定納期限、本税、延滞金、加算金、合計、処分停止、更新日

(滞納経歴ファイル)収税担当者コード、S納税者番号、情報区分、異動日、異動日内連番、税目コード、課税番号、実績年月等、課税連番、課税年度、調定事由(現在)、異動種類、本税、延滞金、過少、不申告、重加、本税、延滞金、過少、不申告、重加、本税、延滞金、過少、不申告、重加、納期限、初度登録年度、時効起算日、時効予定日、時効年度、欠損年月日、欠損種別、確定延滞金フラグ、時効中断事由、収納日、更新区分、更新日

(滞納者情報管理ファイル)納税者番号、性別、生年月日、勤務先・コード、勤務先・住所、勤務先・名称、勤務先・代表者コード、勤務先・代表者名、勤務先・電話番号、勤務先・年収・年、勤務先・年収・金額、自営業等・業種コード、自営業等・業種名、自営業等・屋号コード、自営業等・屋号、自営

業等・年収・年、自営業等・年収・金額、世帯状況・世帯主コード、世帯状況・世帯主名、世帯状況・続柄コード、世帯状況・父(人数)、世帯状況・母(人数)、世帯状況・配偶者(人数)、世帯状況・子供(人数)、世帯状況・他(人数)、世帯状況・予備1、世帯状況・予備2、電話番号・番号1、電話番号・名義状況1、電話番号・番号2、電話番号・名義状況2、携帯電話・電話番号、携帯電話・携帯会社、取引・取引先1コード、取引・取引先1名称、取引・取引先2コード、取引・取引先2名称、取引・取引金融機関1コード、取引・取引店舗1コード、取引・取引金融機関2コード、取引・取引店舗2コード、特記事項・メモ、収税担当者コード、更新振興局、更新区分、更新日、更新時間

(滞納者状況ファイル)収税担当者コード、S納税者番号、納期限、本税、延滞金、過少、不申告、重加、滞納税目・個人、滞納税目・法人、滞納税目・不動産、滞納税目・自動車、滞納税目・その他、滞納件数、時効年度、初度登録年度、市区町村調査・住、市区町村調査・固、市区町村調査・勤、法務局・不動産、法務局・商業、税務署、預貯金調査・東邦、預貯金調査・大東、預貯金調査・福島、預貯金調査・他、預貯金調査・郵便、給与、売掛、保険、電話・加入権、電話・口座、携帯、ディーラー、電気、ガス、水道、実地、指示事項、滞納報告日・FROM、滞納報告日・TO、情報・滞納処分の有無、処理方針、特記事項・分、特記事項・有、特記事項・承、特記事項・連、未処理、出力履歴・東邦・前回、出力履歴・東邦・前々回、出力履歴・大東・前回、出力履歴・大東・前々回、出力履歴・福島・前回、出力履歴・福島・前々回、出力履歴・他・前回、出力履歴・他・前々回、出力履歴・郵便・前回、出力履歴・郵便・前々回、更新区分、更新日

(滞納処分マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、S年度、S処分番号・県税コード、S処分番号・処分事由、S処分番号・連番、S画面登録連番、処分日、決議日、処分解除事由、処分解除日、処分額・本税、処分額・確定延滞金、処分額・過少、処分額・不申告、処分額・重加、余白、経歴F登録連番最新・基準日、経歴F登録連番最新・連番、更新区分、更新日

(滞納処分中間ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、S年度、S処分番号・県税コード、S処分番号・処分事由、S処分番号・連番、S画面登録連番、処分日、決議日、処分解除事由、処分解除日、処分額・本税、処分額・確定延滞金、処分額・過少、処分額・不申告、処分額・重加、更新区分、更新日

(滞納処分調書ファイル)年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、画面種別、権利者通知日、続行決定通知日、続行決定年月日、法務局支局、登記受付日、登記受付番号、執行機関名、執行機関・職名、執行機関・氏名、メモ、電話会社名、電話会社社長名、差押債権文言1、差押債権文言2、差押債権文言3、差押債権文言4、預貯金調査証、差押担当者コード、旧住所、旧氏名、事件番号年度、事件番号符号、事件番号内容、条項物件、条項内容、収税担当者コード、S納税者番号、仮登録フラグ、更新区分、更新日

(滞納処分調書ファイル2)年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、文言1、文言2、文言3、文言4、文言5、文言6、文言7、文言8、文言9、文言10、文言11、文言12、文言13、文言14、文言15、コメント、債権額、S納税者番号、更新区分、更新日

(滞納処分物件マスタ)物件番号・財産区分、物件番号・財産種別、物件番号・連番、年度、処分番号・県税コード、処分番号・処分事由、処分番号・連番、S年度、S処分番号・県税コード、S処分番号・処分事由、S処分番号・連番、S画面登録連番、物件解除事由、物件解除日、処分日、余白、更新区分、更新日

(滞納整理状況ファイル)年月、県税コード、課コード、係コード、収税担当者コード、税目コード、現線区分、前月末通計件数、前月末通計税額、本月受理件数、本月受理税額、前月末通計件数、前月末通計税額、前月末減額累計件数、前月末減額累計税額、差引受理件数、差引受理税額、財産差押前納付件数、財産差押前納付税額、財産差押後納付件数、財産差押後納付税額、換価処分充当件数、換価処分充当税額、本月徴収件数、本月徴収税額、前月末徴収額累計件数、前月末徴収額累計税額、前月末徴収額累計件数、前月末徴収額累計税額、前月末未徴収額累計件数、前月末未徴収額累計税額、更新区分、更新日

(滞納整理状況処分ファイル)年月、県税コード、課コード、係コード、収税担当者コード、現線区分、財産差押件数、財産差押金額、換価(徴収)猶予件数、換価(徴収)猶予金額、滞納処分停止件数、滞納処分停止金額、徴収嘱託件数、徴収嘱託金額、交付要求件数、交付要求金額、参加差押件数、参加差押金額、証券受託件数、証券受託金額、分納誓約件数、分納誓約金額、課税課における猶予等件数、課税課における猶予等金額、合計件数、合計金額、差引未整理件数、差引未整理金額、徴収率・件数、徴収率・金額、受理現額整理率・件数、受理現額整理率・金額、徴収未済整理率・件数、徴収未済整理率・金額、更新区分、更新日

(滞納報告一覧ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、滞納報告年月日、滞納報告額

(滞納報告収入ファイル)年月、県税コード、税目コード、現線区分、調定額件数、調定額、納期内収入件数、納期内収入額、滞納報告前収入件数、滞納報告前収入額、滞納報告不要額件数、滞納報告不要額、滞納報告件数、滞納報告額、本月受理件数、本月受理額、本月末計件数、本月末計額、本月末減額累計件数、本月末減額累計額、本月収入件数、本月収入額、本月末収入累計件数、本月末収入累計額、欠損額件数、欠損額、更新区分、更新日

(滞納報告消込ファイル)年月、県税コード、税目コード、現線区分、調定額件数、調定額、納期内収入件数、納期内収入額、滞納報告前収入件数、滞納報告前収入額、滞納報告不要額件数、滞納報告不要額、滞納報告件数、滞納報告額、本月受理件数、本月受理額、本月末計件数、本月末計額、本月末減額累計件数、本月末減額累計額、本月収入件数、本月収入額、本月末収入累計件数、本月末収入累計額、欠損額件数、欠損額、更新区分、更新日

(徴収猶予マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、開始日、猶予区分、猶予事由コード、S納税者番号、S開始日、S猶予区分、S猶予事由コード、S画面登録連番、登録区分、申請日、終了日、決議日、通知日、取消事由コード、取消決議日、取消日、誓約・年度、誓約・誓約番号・県税CD、誓約・誓約番号・連番、担保有無コード、延滞金減免率、対象税額・本税、対象税額・税割額、対象税額・均等割額、対象税額・所得割額、対象税額・付加価値割額、対象税額・資本割額、対象税額・収入割額、対象税額・延滞金、対象税額・過少、対象税額・不申告、対象税額・重加、調書年度、調書・県税CD、調書番号、調定事由、余白、経歴F登録連番・基準日、経歴F登録連番・連番、更新区分、更新日

(徴収猶予管理簿)調書年度、県税コード、調書連番、決議日、期限、S納税者番号、S開始日、S猶予事由コード、根拠条文、担保1、担保2、担保3、摘要1、摘要2、摘要3、差押中物件1、差押中物件2、差押中物件3、収税担当者コード、仮登録フラグ、更新区分、更新日

(徴収猶予中間ファイル)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、開始日、猶予区分、猶予事由コード、S納税者番号、S開始日、S猶予区分、S猶予事由コード、S画面登録連番、登録区分、申請日、終了日、決議日、通知日、取消事由コード、取消決議日、取消日、誓約・年度、誓約・誓約番号・県税CD、誓約・誓約番号・連番、担保有無コード、延滞金減免率、対象税額・本税、対象税額・税割額、対象税額・均等割額、対象税額・所得割額、対象税額・付加価値割額、対象税額・資本割額、対象税額・収入割額、対象税額・延滞金、対象税額・過少、対象税額・不申告、対象税額・重加、余白、経歴F登録連番・基準日、経歴F登録連番・連番、調書年度、調書・県税CD、調書番号、更新区分、更新日

(通知書発付ヘッダファイル)通知書種類、調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、納税義務者番号、送付先納税者番号、発付日、返戻日、返戻事由、返戻解除日、返戻解除事由、取消日、取消事由、発付県税コード、経歴F経歴番号・経歴基準日、経歴F経歴番号・登録連番、発付番号・通知書種類、発付番号・税目コード、発付番号・発付年度、発付番号・連番、更新区分、更新日

(通知書発付情報ファイル)発付番号・通知書種類、発付番号・税目コード、発付番号・発付年度、発付番号・連番、調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、納税義務者番号、送付先納税者番号、発付日、返戻日、返戻事由、返戻解除日、返戻解除事由、取消日、取消事由、発付県税コード、経歴F経歴番号・経歴基準日、経歴F経歴番号・登録連番、通知書・発付年度、



通知書・口座番号、通知書・加入者名、通知書・本税、通知書・法県・本税、通知書・法県・税割、通知書・法県・均等、通知書・法事・本税、通知書・法事・所得、通知書・法事・付加、通知書・法事・資本、通知書・法事・収入、通知書・延滞金、通知書・過少、通知書・不申告、通知書・重加、通知書・収納機関番号、通知書・納付番号、通知書・納付区分、通知書・納期限、通知書・整理番号、通知書・登録番号、通知書・確認番号、通知書・OCR文字列上、通知書・OCR文字列下、通知書・宛先納税者番号、通知書・CVS用バーコード、通知書・カスタマバーコード、通知書・NW-7バーコード、通知書・証券受託日、通知書・過誤・会計年度、通知書・過誤・県税コード、通知書・過誤・連番、通知書・過誤・枝番、MPN送信日、予備日付1、予備日付2、予備日付3、予備日付4、予備項目、更新区分、更新日  
(当月滞納分ファイル)実績年月等、現線区分、県税コード、課コード、係コード、収税担当者コード、税目、本税、延滞金、加算金・過小、加算金・不申告、加算金・重加  
(二次納等管理マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、レコード区分、S納税者番号、設定日、更新区分、更新日  
(納税者別復命管理マスタ)納税者番号、復命区分、ソート用復命日、同日連番、一般地図情報、一般情報、一般地図情報・地図情報、一般地図情報・注意情報、復命・復命CD・大分類、復命・復命CD・小分類、復命・復命(内容)、復命・復命日、復命・時、復命・分、復命・登録県税コード、復命・登録担当者名、復命・シークレット区分、復命・指示内容、復命・指示記入者、更新区分、更新日  
(納税誓約マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、年度、納税誓約番号・県税コード、納税誓約番号・連番、S年度、S納税誓約番号・県税コード、S納税誓約番号・連番、S画面登録連番、納税誓約年月日、初回納付年月日、最終納付年月日、毎月納付日、毎月納付額、納税誓約中断コード、中断日、納税誓約額・本税、納税誓約額・延滞金、納税誓約額・過少納税誓約額・不申告、納税誓約額・重加、一部誓約フラグ・本税、一部誓約フラグ・過少、一部誓約フラグ・不申告、一部誓約フラグ・重加、分納延滞金区分、延滞金減免額、納税誓約時点未納額・本税、納税誓約時点未納額・延滞金、納税誓約時点未納額・過少、納税誓約時点未納額・不申告、納税誓約時点未納額・重加、余白、経歴F登録連番・経歴基準日、経歴F登録連番・登録連番、更新区分、更新日  
(納税誓約管理簿)年度、納税誓約番号・県税コード、納税誓約番号・連番、分納口約束区分、納税誓約年月日、初回納付年月日、最終納付年月日、毎月納付日、毎月納付額、納税誓約中断コード、中断日、メモ、収税担当者コード、S納税者番号、更新区分、更新日  
(納税誓約明細ファイル)年度、納税誓約番号・県税コード、納税誓約番号・連番、納付連番、調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、納付指定日、納付額(予定額)・本税、納付額(予定額)・延滞金、納付額(予定額)・過少、納付額(予定額)・不申告、納付額(予定額)・重加、納付回数、余白  
(不納欠損マスタ)調定キー・税目コード、調定キー・課税番号、調定キー・実績年月等、調定キー・課税連番、調定キー・課税年度、経歴F登録連番・経歴基準日、経歴F登録連番・登録連番、欠損事由、欠損年度、欠損決議日(会計計上日)、消滅日、欠損額・本税、欠損額・税割額、欠損額・均等割額、欠損額・所得割額、欠損額・付加価値割額、欠損額・資本割額、欠損額・収入割額、欠損額・延滞金、欠損額・過少、欠損額・不申告、欠損額・重加、欠損額1・本税、欠損額1・延滞金、欠損額1・過少、欠損額1・不申告、欠損額1・重加、欠損件数1・本税、欠損件数1・延滞金、欠損件数1・過少、欠損件数1・不申告、欠損件数1・重加、欠損額2・本税、欠損額2・延滞金、欠損額2・過少、欠損額2・不申告、欠損額2・重加、欠損件数2・本税、欠損件数2・延滞金、欠損件数2・過少、欠損件数2・不申告、欠損件数2・重加、欠損額3・本税、欠損額3・延滞金、欠損額3・過少、欠損額3・不申告、欠損額3・重加、欠損件数3・本税、欠損件数3・延滞金、欠損件数3・過少、欠損件数3・不申告、欠損件数3・重加、欠損額4・本税、欠損額4・延滞金、欠損額4・過少、欠損額4・不申告、欠損額4・重加、欠損件数4・本税、欠損件数4・延滞金、欠損件数4・過少、欠損件数4・不申告、欠損件数4・重加、様式(事務処理規定)、欠損額、収税担当者コード、更新区分、更新日  
(分納者納付状況ファイル)収税担当者コード、S納税者番号、年度、納税誓約番号・県税コード、納税誓約番号・連番、分納口約束区分、納付予定額、初回納付年月日、納付額・4月、納付額・5月、納付額・6月、納付額・7月、納付額・8月、納付額・9月、納付額・10月、納付額・11月、納付額・12月、納付額・1月、納付額・2月、納付額・3月、更新区分、更新日  
<個人事業税>  
(KSKデータファイル)税目、整理番号、所得年、調定事由、異動、振興局、事業年始期、事業年終期、国税区分、税官処理日、青白区分、決定区分、分割区分、社会保険収入、自由診療収入、社会保険所得、自由診療所得、所得金額、所得税専従者控除額、青申控除額、事専従人数、事専従控除額、事専非課税所得コード、事専非課税所得額、差引所得額、損失繰越、被災繰越、譲渡繰越、譲渡損失、事業月数、事業主控除額、旧非課税所得コード、旧非課税所得額、控除額合計、課税所得額、分割所得額、従業所得額、年税額、納税者氏名、都道府県コード、市町村コード、大字コード、字コード、住所、郵便番号、氏名ソート、大字ソート、字名ソート、主業種、従業種、電話番号、旧整理番号、金融機関コード、口座種別、口座番号、局署コード、国税番号、異動年月日、異動事由、申告区分、青白の別、国税氏名、国税住所、国税所得、国税主業種、主業種名、従業種NO、取込フラグ、台帳\_\_課税年分、台帳\_\_レコード区分、台帳\_\_台帳番号、台帳\_\_一連番号、電子申告区分、生年月日、備考  
(課税マスタ)整理番号、所得年月、課税区分、課税年度、決裁日、通知日、ファイル番号、保留区分、青白区分、分割区分、課税詳細事由、開業日、廃業日、種別コード1、業種コード1、国税事業所得額1、国税不動産所得額1、国税専従者控除額1、国税青色控除額1、非課税コード1、非課税所得額1、専従者数1、専従者控除額1、合計額1、種別コード2、業種コード2、国税事業所得額2、国税不動産所得額2、国税専従者控除額2、国税青色控除額2、非課税コード2、非課税所得額2、専従者数2、専従者控除額2、合計額2、種別コード3、業種コード3、国税事業所得額3、国税不動産所得額3、国税専従者控除額3、国税青色控除額3、非課税コード3、非課税所得額3、専従者数3、専従者控除額3、合計額3、所得備考、損失繰越、被災繰越、譲渡損失、譲渡繰越、控除備考、事業月数、事業主控除額、課税標準額、課税変更事由、国税処理事由、国税失格コード、国税処理日、従業員数本県分1、従業員数他県分1、課税標準1、本県分1、他県分1、税額1、従業員数本県分2、従業員数他県分2、課税標準2、本県分2、他県分2、税額2、従業員数本県分3、従業員数他県分3、課税標準3、本県分3、他県分3、税額3、計算税額、免除事由、免除等額、年税額、1期分、2期分、随時分、納期限(1期)、納期限(2期)、納期限(随時)、納期限(納期変更1)、納期限(納期変更2)、納期限(随時変更)、返戻延長事由1、返戻延長事由2、返戻延長事由3、今回変更分、歳出還付額、社会保険収入、自由診療収入、雑収入、社会保険所得、自由診療所得、課税振興局、送付サイン、移行フラグ、バッチ更新日、更新日  
(基本登録マスタ)整理番号、税務署コード、国税番号、納税者番号、管轄振興局コード、種別コード1、業種コード1、該当区分1、種別コード2、業種コード2、該当区分2、種別コード3、業種コード3、該当区分3、青白区分、送付区分、分割区分、開業日、廃業日、状態区分、変更日、注意コード1、注意コード2、備考1、備考登録日1、備考2、備考登録日2、備考3、備考登録日3、備考4、備考登録日4、備考5、備考登録日5、備考6、備考登録日6、備考7、備考登録日7、備考8、備考登録日8、備考9、備考登録日9、事務所番号、相続人管理番号、税理士管理番号、新国税番号、新税務署コード、新管轄振興局コード、資料送付先、資料請求先、転写事務所、バッチ更新日、更新日  
(繰越控除管理マスタ)整理番号、所得年、要調査フラグ、損失繰越、被災繰越、譲渡繰越、1年後控除額、2年後控除額、3年後控除額、課税区分、所得額、控除額計、単年残額、累積残額、更新日  
(定期課税ファイル)整理番号、所得年月、課税区分、課税年度、決裁日、通知日、ファイル番号、保留区分、青白区分、分割区分、課税詳細事由、開業日、廃業日、種別コード1、業種コード1、国税事業所得額1、国税不動産所得額1、国税専従者控除額1、国税青色控除額1、非課税コード1、非課税所得額1、専従者数1、専従者控除額1、合計額1、種別コード2、業種コード2、国税事業所得額2、国税不動産所得額2、国税専従者控除額2、国税青色控除額2、非課税コード2、非課税所得額2、専従者数2、専従者控除額2、合計額2、種別コード3、業種コード3、国税事業所得額3、国税不動産所得額3、国税専従者控除額3、国税青色控除額3、非課税コード3、非課税所得額3、専従者数3、専従者控除額3、合計額3、所得備考、損失繰越、被災繰越、譲渡損失、譲渡繰越、控除備考、事業月数、事業主控除額、課税標準額、課税変更事由、国税処理事由、国税失格コード、国税処理日、従業員数本県分1、従業員数他県分1、課税標準1、本県分1、他県分1、税額1、従業員数本県分2、従業員数他県分2、課税標準2、本県分2、他県分2、税額2、従業員数本県分3、従業員数他県分3、課税標準3、本県分3、他県分3、税額3、計算税額、免除事由、免除等



税義務者氏名(カナ)、住所コード(納税義務者)、住所(納税義務者)、郵便番号(納税義務者)、補記コード(納税義務者)、法人コード(納税義務者)、使用者氏名(漢字)、使用者氏名(カナ)、住所コード(使用者)、住所(使用者)、郵便番号(使用者)、補記コード(使用者)、法人コード(使用者)所有者氏名(漢字)、所有者氏名(カナ)、住所コード(所有者)、住所(所有者)、郵便番号(所有者)、補記コード(所有者)、法人コード(所有者)、送付先名(漢字)、送付先名(カナ)、住所コード(送付先)、住所(送付先)、郵便番号(送付先)、補記コード(送付先)、法人コード(送付先)、県内外区分、グリーン化税制軽加重課区分、バス、更新日、更新時刻、変更前車台番号、バス区分

(所有者コードファイル)所有者・会社コード、名称、納税者番号・納税義務者、加入区分、適用開始日、適用終了日、カナ文字、更新日、更新時刻、余白

(納税者データ)登録番号、納税者番号、納税者番号区分、氏名(漢字)、氏名(カナ)、住所コード、住所(左詰め)、郵便番号、補記区分、個人法人等区分

(グループ登録管理ファイル)納税者番号・申請者、管轄県税コード、グループコード、申請区分、決議区分、更新日、更新時刻

(一括課税保留ファイル)最新登録番号、賦課年度、課税連番、課税年度、課税時登録番号、課税納税義務者納税者番号、収納県税コード、決議年月日、状態コード、状態適用年月日、課税変更事由、課税適用年月日、申請年月日、税率、変更後の課税月数、変更前課税額、変更後課税額、課税増差額、変更前調定額、変更後調定額、未納額、年税額、納期限、調定上未納額、除外フラグ、車検有効年月日、納税者番号・送付先、処分、更新日、更新時刻

(基本マスタ)登録番号、連番、納税者番号・納税義務者、車台番号下4桁、車台番号、業務種別コード、申請年月日、車検有効年月日、初度登録年月、用途コード、型式指定番号、類別区分番号、形状コード、定員区分、定員1、定員2、排気種別、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車軸長さ、車軸幅、車軸高さ、燃料コード、塗色コード、排ガス適合コード、型式、原動機識別コード、原動機型式、所有者コード、所有者コード(使用者欄)、使用の本拠具体名漢字、使用の本拠(LASDEC)、使用の本拠(LASDEC)番地等、メーカーコード、車名、車名コード、納税者番号・使用者、納税者番号・所有者、納税者番号・送付先、納税通知書送付先区分、状態コード、状態適用年月日、状態処理年月、注意コード、下取会社コード、下取年月日、特種コード、税率コード、年税額、県税コード、登録事由コード、登録年月日、異動事由コード、異動年月日、前基本レコード有無、後基本レコード有無、変更前登録番号、変更前車台番号下4桁、変更前登録年月日、変更前登録番号変更年月日、変更後登録番号、変更後車台番号下4桁、変更後登録年月日、変更後登録番号変更年月日、分配処理日、修正処理日、最終履歴連番、所有形態、グリーン化税制軽加重課区分、改造車前類別区分番号、抵当権、低燃費車、ハイブリッド車、更新日、更新時刻、余白、変更前車台番号、バス区分

(減免管理マスタ)最古登録番号、連番、生年月日、手帳種類コード1、手帳交付都道府県コード1、手帳番号1、障害コード1、等級コード1、手帳交付年月日1、再交付、確認日1、運転者氏名、使用目的コード、当初登録番号、車台番号下4桁、登録年月日、登録事由コード、異動年月日、異動事由コード、税率、申請年月日、納税者番号・身体障害者、納税者番号・納税義務者、納税者番号・所有者、所有者の続柄、納税者番号・使用者、使用者の続柄、連絡先相手コード、送付先コード、納税者番号・送付先、県税コード、減免継続区分、減免継続異動年月日、継続減免照会書状態区分、最終履歴連番、補記、更新日、更新時刻、生計区分、余白

(減免継続管理ファイル)管轄県税コード、通知書連番、納税者番号・納税義務者、納税者番号・身障者、納税者番号・送付先、通知年月日、最新登録番号、最古登録番号、車台番号下4桁、減免継続区分、減免異動年月日、継続減免照会書状態区分、入力年月日、減免はがき審査区分、審査年月日、更新日、更新時刻、余白

(車検証明情報ファイル)登録番号、沿革番号、予備2、業務種別、申請日、異動日、車台番号、有効期間満了日、有効期間満了日更新、初度登録年月、型式指定番号、分類区分番号、形状コード、定員1、定員2、排気種別、総排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車軸長さ、車軸幅、車軸高さ、燃料コード、排ガス適合コード、型式1、型式2、原動機型式1、原動機型式2、所有者コード、所有者コード(使用者欄)、メーカーコード、車名、使用の本拠、所有者住所コード、使用者住所コード、所使同一区分、自営区分、用途区分、抹消区分、更新ビット・A、更新ビット・B、更新ビット・C、更新ビット・D、状態ビット・A、状態ビット・B、状態ビット・C、状態ビット・D、状態ビット・E、状態ビット・F、状態ビット・G、改造車の前類別区分番号、低燃費区分、グリーン化区分、ハイブリッド車区分、予備3、当初登録番号、前回登録番号、次回登録番号、最新ファイルキー、予備4、使用の本拠漢字、所有者名称漢字、所有者住所漢字、使用者名称漢字、使用者住所漢字、予備5

(商品中古車情報ファイル)納税者番号・申請者、登録番号、車台番号下4桁、グループコード、管轄県税コード、提出年月日、決議区分、更新済区分、警告区分、税率、年税額、減額々、納付状況、更新日、更新時刻、余白

(新年度課税ファイル)登録番号、連番、納税者番号・納税義務者、車台番号下4桁、車台番号、車検有効年月日、初度登録年月、用途コード、型式指定番号、類別区分番号、形状コード、定員区分、定員1、定員2、排気種別、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車軸長さ、車軸幅、車軸高さ、燃料コード、塗色コード、排ガス適合コード、型式、所有者コード、所有者コード(使用者欄)、使用の本拠具体名漢字、住所コード(本拠地)、番号・棟番号・番地等(本拠地)、メーカーコード、車名、車名コード、納税者番号・使用者、納税者番号・所有者、納税者番号・送付先、納税通知書送付先区分、状態適用年月日、状態処理年月、注意コード、下取会社コード、下取年月日、税率、年税額、管轄県税コード、登録事由コード、登録年月日、異動事由コード、異動年月日、前基本レコード有無、後基本レコード有無、更新前登録番号、更新前車台番号下4桁、更新前登録番号変更年月日、取引銀行(収納)、名義人氏名(収納)、取引銀行名(収納)、取引店舗名(収納)、作成区分(収納)、仕向銀行(還付)、名義人氏名(還付)、仕向銀行名(還付)、仕向店舗名(還付)、作成区分(還付)、課税年度、納期限、滞納、納税義務者氏名(漢字)納税義務者氏名(カナ)、住所コード(納税義務者)、住所(納税義務者)、郵便番号(納税義務者)、補記コード(納税義務者)、法人コード(納税義務者)、使用者氏名(漢字)、使用者氏名(カナ)、住所コード(使用者)、住所(使用者)、郵便番号(使用者)、補記コード(使用者)、法人コード(使用者)所有者氏名(漢字)、所有者氏名(カナ)、住所コード(所有者)、住所(所有者)、郵便番号(所有者)、補記コード(所有者)、法人コード(所有者)、送付先名(漢字)、送付先名(カナ)、住所コード(送付先)、住所(送付先)、郵便番号(送付先)、補記コード(送付先)、法人コード(送付先)、県内外区分、グリーン化税制軽加重課区分、バス、更新日、更新時刻、変更前車台番号

(注意メッセージファイル)登録番号、納税者番号、入力日、管轄県税コード、担当者名、申出人名、電話番号、入力理由、代納区分、代納者名、処理方法、メモ、更新日、更新時刻、余白

(通知書発付ファイル)税目コード、通知書種別、発付年度、通知書番号、納税者番号、引き抜き区分、年税額、入力県税コード、登録番号、事業実績、課税連番、課税年度、注意コード、納税通知書 状態区分、調定日、納期限、変更納期限、発付日、返戻日、返戻解除日、公示送達日、住所照会出力回数、更新日、更新時刻、印刷区分、返戻事由、返戻解除事由、納通再発付区分、公示送達区分

(転入転出ファイル)登録番号、転入・転出区分、異動年月日、車台番号、車台番号(下7桁)、他県登録番号・標板、他県登録番号8桁、陸運支局コード、陸運支局コード・区分、県コード、状態コード、状態適用年月日、納税義務者氏名、抹消年月日、減税額、当初税額、最終調定額、業務種別コード、更新日、更新時刻、余白

(納通作成不要ファイル)登録番号、納税者番号、引抜コード、年税額、入力県税コード、通知書種別、発付年度、通知書連番、税率コード、グリーン化税制軽加重課区分、車台番号下4桁、更新日、更新時刻

(変額ファイル)登録番号・最新、賦課年度、課税連番、課税年度、決議年月日、状態コード、状態適用年月日、変更前状態コード、変更前状態適用年月日、課税変更事由、課税適用年月日、申請年月日、税率、年税額、変更後の課税月数、変更前課税額、変更後課税額、課税増差額、変更前調定額、変更後調定額、変更後未納額、歳出還付額、納期限、基本注意コード、基本県税コード、登録事由、登録年月日、異動事由、異動年月日、車検有効年月日、登録番号、課税納税義務者納税者番号、収納注意コード、変更前未納額、収納県税コード、普証区分、現年・過年・新年区分、増額・減額区分、余白、更新日、更新時刻

(基本更新用ファイル)登録番号・A、処理年月日、処理時刻、登録番号・最古、結束番号、結束番号連番、登録番号・B、業務種別コード、申請年月

日、車台番号(分配データ)、車検有効年月日、初度登録年月、用途コード、型式指定番号、分類区分番号、形状コード、定員区分、定員1、定員2、排気種別、排気量、積載量1、積載量2、車輛重量、車両総重量1、車両総重量2、車輛長さ、車輛幅、車輛高さ、燃料コード、塗色コード、排ガス適合コード、型式、原動機型式、所有者コード、所有者コード(使用者欄)、使用の本拠具体名漢字、使用の本拠(LASDEC)、使用の本拠(LASDEC)番地等、使用の本拠(国交省)、使用の本拠(国交省)丁目、使用の本拠(国交省)番地等、メーカーコード、車名、車名コード、税率コード、年税額、取得税額、賦課額、所有者氏名漢字、所有者住所漢字、使用者氏名漢字、使用者住所漢字、所有者住所(国交省)、所有者住所(国交省)丁目所有者住所(国交省)番地等、使用者住所(国交省)、使用者住所(国交省)丁目、使用者住所(国交省)番地等、所有者納税者番号M、所有者関連番号M、所有者氏名漢字M、所有者補記コードM、所有者郵便番号分割M、所有者住所(LASDEC)M、所有者住所(LASDEC)番地等M、使用者納税者番号M、使用者関連番号M、使用者氏名漢字M、使用者補記コードM、使用者郵便番号分割M、使用者住所(LASDEC)M、使用者住所(LASDEC)番地等M、プラグ、更新状態ビット、グリーン化税制軽減対策区分、改造車前類別区分番号、分配住所LASDEC、転出一覧表用情報、更新削除事由、修正削除処理日(分配)、県税コード、更新日時刻、余白分配、変更前車台番号、同日連番、OCR連番、関連年月日、関連区分、状態コード・自動車税、状態コード・取得税、取得価額・車両本体、取得価額・付加物、自動車取得税額、特例区分、税率コード(申告)、自動車税額、住所コード、番地、方書、カナ氏名、生年月日、電話番号、最古登録番号、結束番号(申告)、結束連番(申告)、分配・業務種別コード、分配・型式、分配・グリーン、時刻・更新日時刻、余白申告、OSS区分、OSS納付番号、OSS確認番号、バス区分、納税義務者区分、納税者番号\_納税義務者、納税者番号\_送付先、旧登録番号、データ設定区分、送付先登録プラグ、取得税課税対象区分、余白基本更新(取得税課税マスタ)登録番号、同日連番、登録年月日、課税連番、納税義務者納税者番号、車台番号下4桁、税率・自動車税、状態コード・自動車税、状態適用年月日・自動車税、自動車税額、調定連番、課税年度、調定額、課税区分、更正事由、更正事由由年月日、取得年月日、申告書区分、取得申告区分、取得税課税区分、自営区分、状態コード・取得税、決議年月日、通知年月日、納期限、取得価額・車両本体、取得価額・付加物、後課税標準額、前課税標準額、差引課税標準額、税額・環境割、既確定額、過不足額、初度登録年月、型式指定番号、類別区分番号、メーカーコード、車名、特例区分、決議年月日加算、通知年月日加算、納期限加算、不徴収、調定額・過少、対応税額・過少通常、率%・過少通常、加算金額・過少通常、既確定額・過少通常、過不足額・過少通常、対応税額・過少加算、率%・過少加算、加算金額・過少加算、既確定額・過少加算、過不足額・過少加算、調定額・不申告、対応税額・不申告、率%・不申告、加算金額・不申告、既確定額・不申告、過不足額・不申告、調定額・重加算、対応税額・重加算、率%・重加算、加算金額・重加算、既確定額・重加算、過不足額・重加算、加算金計、過不足額計、最終連番、更正決定入力区分、加算金区分、型式、更新日、更新時刻、県税コード、前特例区分、後取得価額、前取得価額、既車両本体、既付加物(環境性能割課税マスタ)登録番号、同日連番、登録年月日、課税連番、納税義務者納税者番号、車台番号下4桁、調定連番、県税コード、課税年度、調定額、課税区分、更正事由、更正事由由年月日、取得年月日、申告書区分、環境割申告区分、環境割課税区分、自営区分、状態コード・環境割、税率区分、特例区分、決議年月日、通知年月日、納期限、後課税標準額、前課税標準額、差引課税標準額、税率、前税率、税額・環境割、既確定額、過不足額、取得価額・車両本体、既車両本体、取得価額・付加物、既付加物、後取得価額、前取得価額、決議年月日加算、通知年月日加算、納期限加算、不徴収、調定額・過少、対応税額・過少通常、率%・過少通常、加算金額・過少通常、既確定額・過少通常、過不足額・過少通常、対応税額・過少加算、率%・過少加算、加算金額・過少加算、既確定額・過少加算、過不足額・過少加算、調定額・不申告、対応税額・不申告、率%・不申告、加算金額・不申告、既確定額・不申告、過不足額・不申告、調定額・重加算、対応税額・重加算、率%・重加算、加算金額・重加算、既確定額・重加算、過不足額・重加算、加算金計、過不足額計、最終連番、更正決定入力区分、加算金区分、税率・種別割、状態コード・種別割、状態適用年月日・種別割、自動車税種別割額、型式、初度登録年月、型式指定番号、類別区分番号、メーカーコード、車名、更新日、更新時刻<鉦区税>(課税マスタ)整理番号、実績年度、課税連番、振興局コード、鉦業者番号、連番番号、課税区分、課税年度、決議日、通知発付日、納期限、納期限変更理由コード、変更納期限、県内面積1、課税標準面積1、課税種別コード1、税率1、適用月数1、明細税額1、県内面積2、課税標準面積2、課税種別コード2、税率2、適用月数2、明細税額2、調整額、課税額、総面積、県内面積1\_既確定、課税標準面積1\_既確定、課税種別コード1\_既確定、税率1\_既確定、適用月数1\_既確定、明細税額1\_既確定、県内面積2\_既確定、課税標準面積2\_既確定、課税種別コード2\_既確定、税率2\_既確定、適用月数2\_既確定、明細税額2\_既確定、調整額\_既確定、課税額\_既確定、総面積\_既確定、差引増減額、異動事由、基本\_履歴番号、登録年月日、満了年月日、存続期限、課税種別、調定事由、鉦業権抹消日、過誤納事由、過誤納発生日、還付加算金始期日、増減調定適用日、増減調定延滞金適用日、訂正プラグ、取消プラグ、災害減免、納税通知プラグ、県内面積変更分、課税標準変更分、非課税等区分コード、返戻事由、返戻解除事由、更新日(課税中間ファイル)整理番号、課税年度、実績年度、振興局コード、鉦業者番号、決議日、通知日、納期限、県内面積1、課税標準面積1、課税種別コード1、税率1、適用月数1、明細税額1、県内面積2、課税標準面積2、課税種別コード2、税率2、適用月数2、明細税額2、調整額、課税額、総面積、県内面積1\_既確定、課税標準面積1\_既確定、課税種別コード1\_既確定、税率1\_既確定、適用月数1\_既確定、明細税額1\_既確定、県内面積2\_既確定、課税標準面積2\_既確定、課税種別コード2\_既確定、税率2\_既確定、適用月数2\_既確定、明細税額2\_既確定、調整額\_既確定、課税額\_既確定、総面積\_既確定、差引増減額、非課税等区分、基本\_履歴番号、更新日(基本マスタ)整理番号、履歴番号、事務所コード、異動日、異動事由コード、鉦業者番号、連番番号、課税種別コード、非課税等区分コード、課税保留事由コード、鉦物コード1、鉦物コード2、鉦物コード3、登録日、更新回数、存続期間終了日、期間満了日、県内面積、県外面積1、県外面積2、県外面積計、総面積、鉦区位置コード1、鉦区位置コード2、鉦区位置コード3、鉦区位置コード4、鉦区県外コード1、鉦区県外コード2、備考、納税管理人番号、送付先管理番号、更新日(共同経営者ファイル)登録番号、履歴番号、管理連番、納税者番号、共同経営期間(開始日)、共同経営期間(終了日)、更新日<軽油引取税>(加算金ファイル)事業者コード、行為年月、輸入連番、納付納入等区分、課税連番、訂正連番、加算金コード1、徴収区分1、乗率1、対象税額1-1加算金額1-1、対象税額1-2、加算金額1-2、過年度減額1、加算金既確定額1、加算金コード2、徴収区分2、乗率2、対象税額2-1、加算金額2-1、対象税額2-2、加算金額2-2、過年度減額2、加算金既確定額2、加算金コード3、徴収区分3、乗率3、対象税額3-1、加算金額3-1、対象税額3-2、加算金額3-2、過年度減額3、加算金既確定額3、本税対応課税連番、本税対応訂正連番、登録日、更新日(課税マスタ)事業者コード、行為年、行為月、輸入連番、納付納入等区分、課税標準量、課税額、加算金、課税処理コード、課税連番、訂正連番、調定連番、県税コード、登録日、更新日(課税明細ファイル)事業者コード、行為年月、輸入連番、納付納入等区分、課税連番、訂正連番、削除プラグ、課税区分、課税年度、課税年月、決議日、管轄県税コード、数量1-1、数量1-2、数量1-3、数量1-4、数量1-5、数量1-6、数量1-7、数量1-8、数量1-9、数量1-10、数量1-11、数量1-12、数量1-13、数量1-14、数量1-15、数量1-16、数量1-17、数量1-18、数量1-19、数量1-20、数量1-21、数量1-22、数量1-23、数量1-24、数量1-25、数量1-26、数量1-27、数量1-28、数量1-29、数量1-30、数量1-31、合計数量1、税額1、数量2-1、数量2-2、数量2-3、数量2-4、数量2-5、数量2-6、数量2-7、数量2-8、数量2-9、数量2-10、数量2-11、数量2-12、数量2-13、数量2-14、数量2-15、数量2-16、数量2-17、数量2-18、数量2-19、数量2-20、数量2-21、数量2-22、数量2-23、数量2-24、数量2-25、数量2-26、数量2-27、数量2-28、数量2-29、数量2-30、数量2-31、合計数量2、税額2、税率、更正決定事由設定日、更正決定事由コード、納期限、申告期限、調査着手日、申告日、災害延長納期限、通知日、通知番号、過年度減額、混和承認の有無、税目コード、事業者番号、実績年月(収納)、納入区分、調定連番、課税年度(収納)、調定事由、変更すべき事由、本税の調定連番、本来の納期限、納期限(収納)、調定日、賦課決議日、通知書発付日、増減調定適用日1、増減調定適用日2、申告日(収納)、更正請求日、過誤納事由、過誤納発生日、還付加算金始期日、還付前本税、変更前過少申告加算金、変更前不申告加算金、変更前重加算金、変更後本税、変更後過少申告加算金、変更後不申告加算金、変更後重加算金、加算金対応課税連番、加算金対応訂正連番、課税連番(前進)、訂正連番

(前進)、課税連番(後退)、訂正連番(後退)、同一グループ課税連番、同一グループ訂正連番、納期延長理由、登録日、更新日  
(基本マスタ)事業者コード、履歴番号、変更日付、事業者区分、申告方法、旧管轄県税事務所、新管轄県税事務所、管轄県税変更日、申請日、消除日、指定日、取消日、通知日、状態区分、状態区分設定日、営業開始日、実績開始年月、受任者、休業期間(自)1、休業期間(至)1、休業期間(自)2、休業期間(至)2、休業期間(自)3、休業期間(至)3、送付先サイン、元売系列コード、油種コード1、施設区分1、容量1、基数1、油種コード2、施設区分2、容量2、基数2、油種コード3、施設区分3、容量3、基数3、油種コード4、施設区分4、容量4、基数4、油種コード5、施設区分5、容量5、基数5、油種コード6、施設区分6、容量6、基数6、油種コード7、施設区分7、容量7、基数7、油種コード8、施設区分8、容量8、基数8、仕入業者コード1、仕入方法1、仕入業者コード2、仕入方法2、仕入業者コード3、仕入方法3、仕入業者コード4、仕入方法4、仕入業者コード5、仕入方法5、納税者番号(事業者)、納税者番号(事務所)、納税者番号(送付先)、注意コード、組合加入、債権者番号、登録理由、証券番号1、証券番号2、延長理由、災害延長期限、特記事項、交付金受任有無、交付金受任者氏名、交付金受任者住所、交付金支払方法、課税地指定有無、登録日、更新日

(基本履歴ファイル)事業者コード、履歴番号、変更日付、事業者区分、申告方法、旧管轄県税事務所、新管轄県税事務所、管轄県税変更日、申請日、消除日、指定日、取消日、通知日、状態区分、状態区分設定日、営業開始日、実績開始年月、受任者、休業期間(自)1、休業期間(至)1、休業期間(自)2、休業期間(至)2、休業期間(自)3、休業期間(至)3、送付先サイン、元売系列コード、油種コード1、施設区分1、容量1、基数1、油種コード2、施設区分2、容量2、基数2、油種コード3、施設区分3、容量3、基数3、油種コード4、施設区分4、容量4、基数4、油種コード5、施設区分5、容量5、基数5、油種コード6、施設区分6、容量6、基数6、油種コード7、施設区分7、容量7、基数7、油種コード8、施設区分8、容量8、基数8、仕入業者コード1、仕入方法1、仕入業者コード2、仕入方法2、仕入業者コード3、仕入方法3、仕入業者コード4、仕入方法4、仕入業者コード5、仕入方法5、納税者番号(事業者)、納税者番号(事務所)、納税者番号(送付先)、注意コード、組合加入、債権者番号、登録理由、証券番号1、証券番号2、延長理由、災害延長期限、特記事項、交付金受任有無、交付金受任者氏名、交付金受任者住所、交付金支払方法、課税地指定有無、登録日、更新日

(収納状況ファイル)税目コード、対象番号、会計年度、期、債権者番号、業種コード、課税処理コード1、調定年月1、調定金額1、収納額納期内1、収納額猶予期間内1、収納額期間外1、収入未済額1、徴収猶予・還付有無コード1、課税処理コード2、調定年月2、調定金額2、収納額納期内2、収納額猶予期間内2、収納額期間外2、収入未済額2、徴収猶予・還付有無コード2、課税処理コード3、調定年月3、調定金額3、収納額納期内3、収納額猶予期間内3、収納額期間外3、収入未済額3、徴収猶予・還付有無コード3、課税処理コード4、調定年月4、調定金額4、収納額納期内4、収納額猶予期間内4、収納額期間外4、収入未済額4、徴収猶予・還付有無コード4、課税処理コード5、調定年月5、調定金額5、収納額納期内5、収納額猶予期間内5、収納額期間外5、収入未済額5、徴収猶予・還付有無コード5、課税処理コード6、調定年月6、調定金額6、収納額納期内6、収納額猶予期間内6、収納額期間外6、収入未済額6、徴収猶予・還付有無コード6、課税処理コード7、調定年月7、調定金額7、収納額納期内7、収納額猶予期間内7、収納額期間外7、収入未済額7、徴収猶予・還付有無コード7、課税処理コード8、調定年月8、調定金額8、収納額納期内8、収納額猶予期間内8、収納額期間外8、収入未済額8、徴収猶予・還付有無コード8、課税処理コード9、調定年月9、調定金額9、収納額納期内9、収納額猶予期間内9、収納額期間外9、収入未済額9、徴収猶予・還付有無コード9、課税処理コード10、調定年月10、調定金額10、収納額納期内10、収納額猶予期間内10、収納額期間外10、収入未済額10、徴収猶予・還付有無コード10、課税処理コード11、調定年月11、調定金額11、収納額納期内11、収納額猶予期間内11、収納額期間外11、収入未済額11、徴収猶予・還付有無コード11、課税処理コード12、調定年月12、調定金額12、収納額納期内12、収納額猶予期間内12、収納額期間外12、収入未済額12、徴収猶予・還付有無コード12、調定額合計、収入額合計、滞繰区分コード、更正決定区分コード、廃業区分コード、廃業等年月日、報償金交付対象金額、交付率、報償金額、交付調整額、交付確定額、支払方法コード、地域区分コード、県税事務所コード、減有りフラグ1、減有りフラグ2、減有りフラグ3、減有りフラグ4、減有りフラグ5、減有りフラグ6、減有りフラグ7、減有りフラグ8、減有りフラグ9、減有りフラグ10、減有りフラグ11、減有りフラグ12、石商区分、支払保留区分、予備、登録年月日、更新年月日

(徴収猶予ファイル)事業者コード、行為年月、輸入連番、納付納入等区分、課税連番、訂正連番、削除フラグ、決議日、申請日、通知番号、通知年月日、税額、猶予前納期限、期内納入税額、既納入年月日、徴収猶予税額計、一ヶ月徴収猶予期限(自)、一ヶ月徴収猶予期限(至)、一ヶ月徴収猶予日数、一ヶ月徴収猶予税額、納入予定日1、納入方法1、二ヶ月徴収猶予期限(自)、二ヶ月徴収猶予期限(至)、二ヶ月徴収猶予日数、二ヶ月徴収猶予税額、納入予定日2、納入方法2、登録日、更新日

(免税基本マスタ)使用者番号、発行区分、発行区分設定日、初回交付日、今回交付日、有効期間(自)、有効期間(至)、登録区分、登録区分設定日、業種コード、共同使用者数、機械設備数、申請区分、注意コード、特記事項、納税者番号、旧管轄県税事務所、新管轄県税事務所、登録日、更新日

(免税共同使用者ファイル)使用者番号、連番、登録年月日、取消日、納税者番号、登録日、更新日

(免税証ファイル)免税証番号、券区分、数量、使用者番号、業種コード、販売業者コード、交付日、有効期限、計算期間(自)、計算期間(至)、免税証状態区分、状態区分設定日、発券区分、新旧区分、宛名未出力、事業者コード、行為年月、納付納入等区分、回収県税コード、県内県外区分、登録日、更新日

<県たばこ税>

(加算金ファイル)課税年度、事業者コード、行為年月、課税連番、加算金連番、決議日、調定年月、更正請求日、通知日、納期限、重加算金\_対象税額、重加算金\_乗率、重加算金\_徴収区分、重加算金\_加算金、重加算金\_既確定税額、重加算金\_差引税額、重加算金\_過年度減、過少申告通常分\_対象税額、過少申告通常分\_乗率、過少申告通常分\_徴収区分、過少申告通常分\_加算金、過少申告通常分\_既確定税額、過少申告通常分\_差引税額、過少申告加算分\_対象税額、過少申告加算分\_乗率、過少申告加算分\_徴収区分、過少申告加算分\_加算金、過少申告加算分\_既確定税額、過少申告加算分\_差引税額、過少申告合計\_対象税額、過少申告合計\_加算金、過少申告合計\_既確定税額、過少申告合計\_差引税額、過少申告合計\_過年度減、不申告通常分\_対象税額、不申告通常分\_乗率、不申告通常分\_徴収区分、不申告通常分\_加算金、不申告通常分\_既確定税額、不申告通常分\_差引税額、不申告加算分\_対象税額、不申告加算分\_乗率、不申告加算分\_徴収区分、不申告加算分\_加算金、不申告加算分\_既確定税額、不申告加算分\_差引税額、不申告合計\_加算金、不申告合計\_既確定税額、不申告合計\_差引税額、不申告合計\_加算金\_過年度減、加算金合計、既確定額合計、差引額合計、登録日、更新日

(課税マスタ)課税年度、事業者コード、行為年月、課税連番、課税区分、管轄県税事務所コード、申告日、決議日、調定年月、更正請求日、通知日、申告期限、納期限、期限延長区分、延長納期限、本税、過小申告加算金、不申告加算金、重加算金、課税標準額本数1、課税標準額税額1、課税標準額本数2、課税標準額税額2、課税標準額合計、課税免除額本数1、課税免除額税額1、課税免除額本数2、課税免除額税額2、課税免除額合計、返還控除額本数1、返還控除額税額1、返還控除額本数2、返還控除額税額2、返還控除額合計、差引増減額、課税標準額本数1\_既確定、課税標準額税額1\_既確定、課税標準額本数2\_既確定、課税標準額税額2\_既確定、課税標準額合計\_既確定、課税免除額本数1\_既確定、課税免除額税額1\_既確定、課税免除額本数2\_既確定、課税免除額税額2\_既確定、課税免除額合計\_既確定、返還控除額本数1\_既確定、返還控除額税額1\_既確定、返還控除額本数2\_既確定、返還控除額税額2\_既確定、返還控除額合計\_既確定、差引増減額\_既確定、納付還付額、過年度減、登録日、更新日、納期延長理由

(基本マスタ)事業者コード、履歴番号、変更日、納税者番号、開始日、廃止日、管轄県税事務所コード、旧管轄県税事務所、業者コード1、販売業者1登録日1、販売業者1取消日1、販売業者1登録日2、販売業者1取消日2、業者コード2、販売業者2登録日1、販売業者2取消日1、販売業者2登録日2、販売業者2取消日2、特例期限許可日1、特例期限取消日1、特例期限許可日2、特例期限取消日2、休止期間開始日1、休止期間終了日1、休止期間開始日2、休止期間終了日2、休止期間開始日3、休止期間終了日3、担当部署名、担当者名、電話番号、備考、登録日、更新日

(徴収猶予ファイル)課税年度、事業者コード、行為年月、課税連番、申告日、決議日、調定年月、納期限、税額、徴収猶予期間(自)、徴収猶予期間(至)、徴収猶予日数、徴収猶予税額、納入予定日、納入方法、登録日、更新日

<産業廃棄物税>

(加算金ファイル)登録番号、対象期、納付納入等区分、課税連番、訂正連番、加算金コード1、徴収区分1、乗率1、対象税額1-1、加算金額1-1、対象税額1-2、加算金額1-2、過年度減額1、加算金既確定額1、加算金コード2、徴収区分2、乗率2、対象税額2-1、加算金額2-1、対象税額2-2、加算金額2-2、過年度減額2、加算金既確定額2、加算金コード3、徴収区分3、乗率3、対象税額3-1、加算金額3-1、対象税額3-2、加算金額3-2、過年度減額3、加算金既確定額3、本税対応課税連番、本税対応訂正連番、登録日、更新日

(課税マスタ)登録番号、対象年、対象期、納付納入等区分、課税標準、課税額、加算金、課税処理コード、課税連番、訂正連番、調定連番、報償金、県税コード、登録日、更新日

(課税明細ファイル)登録番号、対象期、納付納入等区分、課税連番、訂正連番、削除フラグ、課税区分、課税年度、調定年月、決議日、管轄県税コード、対象期間(自)、対象期間(至)、数量1-1、数量1-2、数量1-3、数量1-4、数量1-5、数量1-6、数量1-7、数量1-8、数量1-9、数量1-10、数量1-11、数量1-12、数量1-13、合計数量1、税額1、数量2-1、数量2-2、数量2-3、数量2-4、数量2-5、数量2-6、数量2-7、数量2-8、数量2-9、数量2-10、数量2-11、数量2-12、数量2-13、合計数量2、税額2、税率、更正決定事由設定日、更正決定事由コード、納期限、申告期限、調査着手日、申告日、災害延長納期限、通知日、通知番号、過年度減額、税目コード、登録番号、対象期(収納)、納入区分、調定連番、課税年度(収納)、調定事由、変更すべき事由、本税の調定連番、本来の納期限、納期限(収納)、調定日、賦課決議日、通知書発行日、増減調定適用日1、増減調定適用日2、申告日(収納)、更正請求日、過誤納事由、過誤納発生日、還付加算金始期日、変更前本税、変更前過少申告加算金、変更前不申告加算金、変更前重加算金、変更後本税、変更後過少申告加算金、変更後不申告加算金、変更後重加算金、加算金対応課税連番、加算金対応訂正連番、課税連番(前進)、訂正連番(前進)、課税連番(後退)、訂正連番(後退)、同一グループ課税連番、同一グループ訂正連番、納期延長理由、登録日、更新日

(基本マスタ)登録番号、納税者番号、債権者番号、新管轄県税事務所、旧管轄県税事務所、管轄県税変更日、事業者区分、施設名、施設電話番号、施設所在地コード、番地、方書、申請日、開始日、許可日、廃止日、交付日、許可番号、面積、埋立容量、施設区分、中間処理施設有無、重量測定可否、廃棄物種類コード1、廃棄物種類コード2、廃棄物種類コード3、廃棄物種類コード4、廃棄物種類コード5、廃棄物種類コード6、備考、登録日、更新日

(収納状況ファイル)税目コード、登録番号、会計年度、債権者番号、業種コード、納入課税処理コード1、納入調定年月1、納入調定金額1、納入収納額納期内1、納入収納額猶予期間内1、納入収納額期間外1、納入収入未済額1、納入徴収猶予・還付有無コード1、納付合計課税処理コード1、納付合計調定年月1、納付合計調定金額1、納付合計収納額納期内1、納付合計収納額猶予期間内1、納付合計収納額期間外1、納付合計収入未済額1、納付合計徴収猶予・還付有無コード1、納付一部課税処理コード1、納付一部調定年月1、納付一部調定金額1、納付一部収納額納期内1、納付一部収納額猶予期間内1、納付一部収納額期間外1、納付一部収入未済額1、納付一部徴収猶予・還付有無コード1、納入課税処理コード2、納入調定年月2、納入調定金額2、納入収納額納期内2、納入収納額猶予期間内2、納入収納額期間外2、納入収入未済額2、納入徴収猶予・還付有無コード2、納付合計課税処理コード2、納付合計調定年月2、納付合計調定金額2、納付合計収納額納期内2、納付合計収納額猶予期間内2、納付合計収納額期間外2、納付合計収入未済額2、納付合計徴収猶予・還付有無コード2、納付一部課税処理コード2、納付一部調定年月2、納付一部調定金額2、納付一部収納額納期内2、納付一部収納額猶予期間内2、納付一部収納額期間外2、納付一部収入未済額2、納付一部徴収猶予・還付有無コード2、納入課税処理コード3、納入調定年月3、納入調定金額3、納入収納額納期内3、納入収納額猶予期間内3、納入収納額期間外3、納入収入未済額3、納入徴収猶予・還付有無コード3、納付合計課税処理コード3、納付合計調定年月3、納付合計調定金額3、納付合計収納額納期内3、納付合計収納額猶予期間内3、納付合計収納額期間外3、納付合計収入未済額3、納付合計徴収猶予・還付有無コード3、納付一部課税処理コード3、納付一部調定年月3、納付一部調定金額3、納付一部収納額納期内3、納付一部収納額猶予期間内3、納付一部収納額期間外3、納付一部収入未済額3、納付一部徴収猶予・還付有無コード3、納入課税処理コード4、納入調定年月4、納入調定金額4、納入収納額納期内4、納入収納額猶予期間内4、納入収納額期間外4、納入収入未済額4、納入徴収猶予・還付有無コード4、納付合計課税処理コード4、納付合計調定年月4、納付合計調定金額4、納付合計収納額納期内4、納付合計収納額猶予期間内4、納付合計収納額期間外4、納付合計収入未済額4、納付合計徴収猶予・還付有無コード4、納付一部課税処理コード4、納付一部調定年月4、納付一部調定金額4、納付一部収納額納期内4、納付一部収納額猶予期間内4、納付一部収納額期間外4、納付一部収入未済額4、納付一部徴収猶予・還付有無コード4、調定額合計、収入額合計、滞繰区分コード、更正決定区分コード、廃業区分コード、廃業等年月日、報償金交付対象金額、交付率、報償金額、交付調整額、交付確



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

税務システムデータベースファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

##### リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;                  ・地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。                  ・国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第10号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。                  ・市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第2項の規定に基づき、市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;                  ・国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他都道府県としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外は入手できない。</p>
<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;                  ・納税者等が地方税法の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。                  ・国税庁、市町村からは、必要な情報しか提供されない。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;                  ・国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

##### リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;                  ・納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。                  ・特定個人情報の入手元である国税庁、市町村は、福島県における使用目的が法令に基づくものであることを理解したうえで提供を行う。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;                  特定個人情報の入手元である国税庁及び他の都道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

##### リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;                  ・本人から個人番号の提供を求める場合                  番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。                  ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合                  番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、本人の代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認する方法により行う。                  ・国税庁、市町村からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。)</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;                  ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。                  ・国税連携システム(eLTAX)の団体間回送機能によって他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
------------------------	--



個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。</li> <li>・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、本人の代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)の団体間回送機能によって他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は本人の代理人が地方税法等に基づいて福島県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。</li> <li>・必要に応じて納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</li> <li>・国税庁、市町村から入手する特定個人情報の正確性の確保については、入手元に委ねられる。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)の団体間回送機能によって他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とする。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるL-GWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムにおいては、権限設定により目的を超えた紐付け等を行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムには、税務事務に必要な情報以外の情報を保有しない。 ・住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、国税連携システムからは、税務事務に必要な情報のみを入手する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ユーザーID及びパスワードによるユーザー認証を行っている。 ・ユーザーIDのログ情報を保管して、管理している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①発行管理 ・所属(税務課・県税部)別及び業務(担当班)別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報をID管理担当者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限に応じたアクセス権限が付与されるよう管理している。 ・業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除している。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報へのアクセスについて、照会者を個人まで特定できる形でアクセスログを取得する。アクセスログは7年間保管する。 ・アクセスログは月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセスがないことを確認する。
その他の措置の内容	・税務システムには、離席時のロック機能がある。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・業務外利用の禁止等や業務情報の漏洩等について、研修時に指導するとともに、定期的にセキュリティ対策に関する文書により通知している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・バックアップ処理を実行できる者を限定している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<福島県における措置> 外部委託業者を選定する際、先方の個人情報適正管理体制等を確認する。 ・個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規定、体制等の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等)  <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。 ・また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<福島県における措置> ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・外部委託業者の要員用IDをセキュリティ責任者が制限及び管理している。 ・ID、パスワードによるユーザ認証を行っている。 ・アクセスログ、更新の履歴を保管し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<福島県における措置> ・税務システムによる特定個人情報へのアクセスログを記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<福島県における措置> ・委託先は福島県の指示又は承諾があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供をしてはならない。また、委託先は福島県の承諾があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<福島県における措置> ・委託先に特定個人情報等を提供する際は所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報等の授受を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を行うために委託元から提供を受け、又は委託先が収集した個人情報が記載された資料等は、契約の終了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、この限りでない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報が記載された資料の返還等 ・事故発生時における報告 ・個人情報の管理状況等についての調査等 ・再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。(記録の保存期間は最大730日)	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWAN回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 ・なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWAN回線が利用されているほかは、同様である。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt; ①番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、必要な措置の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ②情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①統合宛名システムと中間サーバー・プラットフォームの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークシステム(総合行政ネットワーク等)を利用し、また通信内容を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt; ①入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①中間サーバーより、団体内統合宛名番号に紐付けられた特定個人情報を入手するため、正確な対象者に係る特定個人情報を入手することができる。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	



3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーとの接続にあたっては通信内容の暗号化を行い、入手の際の特定個人情報の漏えいを防止している。</p> <p>②ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻、操作内容等の記録を実施し、職員による意図的な漏えいを抑止する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であって、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p>
---	---

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt; ①税務システムのバックアップサーバの設置場所は、ICカードとパスワードによって入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバ機器等に係る電源について、UPSを設置している。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ①サーバの設置場所は、建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ②生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。</p> <p>&lt;データセンタ(県庁舎外)における措置&gt; ①税務システムのサーバ(バックアップサーバを除く)、統合宛名システム及び中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt; ①税務システムはログインパスワードによる認証を必要としている。 ②税務システムのウイルス対策ソフトのパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認のうえ、更新されない場合は、手動更新を行うとともに、自動更新されない原因を特定し、自動更新されるよう修正している。 ③サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ責任者の許可を得るとともに、システムの検証等を実施したうえで、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止している。 ④外部からのアクセスに対しては、VPNにより仮想的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 ⑤データベースへのアクセスに対しては、VPNによる仮想化により、県税部からは直接アクセスができない。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ①国税連携システムはログインパスワードによる認証を必要としている。 ②端末には、地方税共同機構から配信されるセキュリティアップデートを適用している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①統合宛名システム利用端末は、ログインパスワード及び生体認証による認証を必要としている。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティアップデートを適用している。 ③ウイルス対策ソフトのパターンファイルは自動更新を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者情報は、随時、必要に応じて最新の情報を確認し、更新している。</li> <li>・地方税法等の規定により提出される申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等は、保存期間まで原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古いまま保管されることがある。なお、申告書等は提出ごとに区分して管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報データ及びバックアップを、システムで確認のうえ消去している。</li> <li>・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて裁断・焼却・溶解等の、復元不可能な方法により廃棄を行う。外部委託する場合には、処理証明書を提出させる。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>①サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。</p> <p>②廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p> <p>③コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンター等の周辺機器の廃棄、保管転換又はリース返却時は次の通り対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記憶装置または記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解、その他の当該記憶装置または記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。</li> <li>・業者委託する場合は、記憶装置(媒体)の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。</li> </ul>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt;福島県における措置&gt; ①年1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、評価書の記載内容通りの運用がなされていることに係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;国税連携システムの運用における措置&gt; ①国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt;福島県における措置&gt; ①以下の観点で自己監査を年に一度実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p>&lt;国税連携システムの運用における措置&gt; ①国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ②地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt;福島県における措置&gt; ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を実施している。 ③違反行為を行ったものに対しては、その都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;eLTAXに関する措置&gt; ①担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	福島県総務部文書法務課 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 電話024-521-7083
②請求方法	福島県個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した自己情報開示請求書、訂正請求書、又は利用停止請求書を提出する。
特記事項	本県ホームページ上に、請求窓口、請求方法等について掲載する。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額) 請求、閲覧については無料。 写しの交付を受ける場合は実費を負担。※白黒コピー(A3まで): 10円/ (手数料額、納付方 枚、カラーコピー: 30円/枚、郵送による交付を受ける場合はその送付 ) 法: 費用。 (納付方法) 県が発行する納入通知書による納付、窓口での現金納付、又は郵送による現金納付
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	※福島県個人情報保護条例第5条に基づく「個人情報取扱事務登録簿」における事務の名称。 軽油引取税特別徴収交付金事務、ゴルフ場利用税特別徴収交付金事務、県税の滞納処分事務、納税証明事務、県税の口座振替による収納に関する事務、個人事業税賦課事務、不動産取得税賦課事務(原始取得)、不動産取得税賦課事務(承継取得)、鉱区税賦課事務、狩猟税賦課事務、軽油引取税賦課事務、ゴルフ場利用税賦課事務、犯則取締事務、県税の収納管理事務、過誤納金等還付及び充当事務、自動車税賦課事務(普通徴収)、自動車税賦課徴収事務(証紙徴収)、自動車取得税賦課徴収事務、産業廃棄物税賦課事務、産業廃棄物税特別徴収義務者交付金事務、県たばこ税賦課事務
公表場所	※福島県個人情報保護条例第5条に基づく「個人情報取扱事務登録簿」の閲覧場所。 県政情報センター(県庁西庁舎1階)、各地方振興局(県北を除く)県政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福島県総務部税務システム課 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 電話024-521-7731
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月10日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	<p>・うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)の実施に関する要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。</p> <p>・案等を福島県の県政情報センター並びに地方振興局の県政情報コーナー及び福島県のホームページにおいて公表した。</p>
②実施日・期間	平成30年12月11日から平成31年1月11日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	<p>1 別添3変更箇所Ⅱの6の①保管場所で、「各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。」とありますが、データ保管室内にも監視カメラ及び火災予防機器等を複数設置して安全確保に留意しているのですか？</p> <p>2 担当職員等への研修は、年に何回開催されていますか？</p> <p>3 委託業者が個人情報のデータを廃棄した場合に、県に報告する際は廃棄している写真を添付させ、確実に廃棄したことを確認するようにしたほうがいい。</p>
⑤評価書への反映	<p>評価書への反映はありませんが、県の考え方は以下のとおりです。</p> <p>1 税務システムサーバのデータ保管室内は、死角が無いよう複数台の監視カメラを設置しております。</p> <p>また、消火設備についても、データ保護の観点からハロゲン化物消火設備を設置し、安全確保に努めております。</p> <p>なお、国税連携システムのデータ保管室については、セキュリティ上評価書に記載している以上のことは公表を差し控えていただいております。</p> <p>2 人事異動による転入者に対しては転入後速やかにセキュリティ研修を実施しているほか、年1回の全体研修、年に数回チェックシートを使ったセルフチェックや特定個人情報を取り扱う職員を対象としたeラーニング研修などを実施しております。</p> <p>3 Ⅲの4の委託先での特定個人情報の消去ルールに記載しておりますように、委託先へ提供した、または委託先が収集した個人情報が記載された資料等は、契約の終了後直ちに返還、または引き渡しを受けることとしております。</p>
3. 第三者点検	
①実施日	平成31年1月16日
②方法	<p>・福島県個人情報保護審査会委員による第三者点検を実施した。</p> <p>・上記審査会の開催前に情報通信技術に知見を有する専門家から意見聴取し、審査会において報告した。</p>
③結果	<p>・全項目評価書の記載内容は問題ないとして了承された。</p> <p>・なお、特定個人情報のファイルに重要な変更を加える場合における特定個人情報保護評価の再実施について、当該変更を加える前に確実に実施できるようにチェック体制を整備するよう意見があった。</p> <p>・また、委員から、特定個人情報を県庁舎外に保管する場合における保管場所の記載内容について意見があったため、庁舎外に保管する旨を明確にするよう一部記載を修正した。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月8日	7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務システム課長 目黒 信二	税務システム課長 大原 和弘	事後	
平成29年5月31日	7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務システム課長 大原 和弘	税務システム課長 佐々木 利幸	事後	
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	時点修正のため
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	時点修正のため
平成31年2月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	時点修正のため
平成31年2月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	時点修正のため
平成31年2月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	時点修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	時点修正のため
平成31年2月28日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務システム課長 佐々木 利幸	税務システム課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う形式的な変更のため
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 件数	5件	2件	事前	現時点において特定個人情報を取り扱っておらず、今後も取り扱う予定のない委託事項を整理するもの。
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①から⑨まで	印字封入封緘業務	—	事前	委託事項1は現時点で特定個人情報を取り扱っておらず、今後も取り扱う予定がないため、削除するもの。
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①から⑨まで	福島県税務システムに係る調定等データ作成業務	—	事前	委託事項3は現時点で特定個人情報を取り扱っておらず、今後も取り扱う予定がないため、削除するもの。
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①から⑨まで	自動車取得税・自動車税申告書受付等業務	—	事前	委託事項4は現時点で特定個人情報を取り扱っておらず、今後も取り扱う予定がないため、削除するもの。
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事後	重要な変更には該当しない変更のため
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更には該当しない変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	TIS株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	重要な変更には該当しない変更のため
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	福島県税務システムの維持管理に関する業務	—	事前	現時点において特定個人情報を取り扱っておらず、今後も取り扱う予定のない委託事項を整理するため、委託事項2から委託事項1へ記載する場所を移動したものの。
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	—	事前	現時点において特定個人情報を取り扱っておらず、今後も取り扱う予定のない委託事項を整理するため、委託事項5から委託事項2へ記載する場所を移動したものの。
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管している。</li> <li>※室内への入退室権限を持つものを限定し、ICカード及びパスワードにより入退室する者の管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信サーバーは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。</li> <li>・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムのバックアップサーバは、庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管している。</li> <li>※室内への入退室権限を持つものを限定し、ICカード及びパスワードにより入退室する者の管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムのサーバは委託業者の建物に保管してあり、建物自体の耐震性能は震度6強相当の地震にも耐える建物となっている。</li> <li>・水害対策として海岸線より離れた場所に設置し、自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』に設置している。</li> <li>・建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。</li> <li>・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。</li> <li>・生体認証で入退室を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。</li> </ul> <p>&lt;データセンタ(県庁舎外)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムのサーバ(バックアップサーバを除く)、統合宛名システム及び中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室はシステムや有人での管理により厳重に管理する。</li> </ul>	事後	<p>重要な変更のため、本来は事前に提出する必要があったが、委託業者の変更に伴い速やかな変更が必要となったことから事後となった。</p> <p>なお、税務システムの保管場所の変更は、当初設置していた庁内より安全性の高いデータセンターへの移設に伴うものであることから事後とした。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <p>①電子データについては、税務システムにて消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断・焼却・溶解等の、復元不可能な方法により廃棄を行う。外部委託する場合には、処理証明書を提出させる。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <p>①電子データについては、税務システム及び統合宛名システムにて消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断・焼却・溶解等の、復元不可能な方法により廃棄を行う。外部委託する場合には、処理証明書を提出させる。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	事後	統合宛名システムにおける措置を追記したものの。
平成31年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</p> <p>②情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (略)</p>	事後	統合宛名システムにおける措置を追記したものの。
平成31年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①統合宛名システムと中間サーバー・プラットフォームの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークシステム(総合行政ネットワーク等)を利用し、また通信内容を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との(略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	事後	統合宛名システムにおける措置を追記したものの。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①中間サーバーより、団体内統合宛名番号に紐付けられた特定個人情報を入手するため、正確な対象者に係る特定個人情報を入手することができる。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (略)</p>	事後	統合宛名システムにおける措置を追記したもの。
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①中間サーバーとの接続にあたっては通信内容の暗号化を行い、入手の際の特定個人情報の漏えいを防止している。 ②ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻、操作内容等の記録を実施し、職員による意図的な漏えいを抑止する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	事後	統合宛名システムにおける措置を追記したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <p>①税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、ICカードとパスワードによって入退室管理されており、防火設備が整っている。</p> <p>②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>③サーバ機器等に係る電源について、UPSを設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <p>①税務システムのバックアップサーバの設置場所は、ICカードとパスワードによって入退室管理されており、防火設備が整っている。</p> <p>②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>③サーバ機器等に係る電源について、UPSを設置している。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>①サーバの設置場所は、建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。</p> <p>②生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。</p> <p>&lt;データセンタ(県庁舎外)における措置&gt;</p> <p>①税務システムのサーバ(バックアップサーバを除く)、統合宛名システム及び中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事後	<p>重要な変更のため、本来は事前に提出する必要があったが、委託業者の変更に伴い速やかな変更が必要となったことから事後となった。</p> <p>なお、税務システムの保管場所の変更は、当初設置していた庁内より安全性の高いデータセンターへの移設に伴うものであることから事後とした。</p>
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>(略)</p>	<p>&lt;福島県における措置&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>①国税連携システムはログインパスワードによる認証を必要としている。</p> <p>②端末には、一般社団法人地方税電子化協議会から配信されるセキュリティアップデートを適用している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①統合宛名システム利用端末は、ログインパスワード及び生体認証による認証を必要としている。</p> <p>②導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティアップデートを適用している。</p> <p>③ウイルス対策ソフトのパターンファイルは自動更新を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>(略)</p>	事後	<p>国税連携システム及び統合宛名システムの措置を追記したものの。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、産業廃棄物税等) (略)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、産業廃棄物税等) (略)	事後	重要な変更には該当しない変更のため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 (略)	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 (略)	事後	重要な変更には該当しない変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 <自動車二税> (環境性能割課税マスタ)	-	(環境性能割課税マスタ)登録番号、同日連番、登録年月日、課税連番、納税義務者納税者番号、車台番号下4桁、調定連番、県税コード、課税年度、調定額、課税区分、更正事由、更正事由年月日、取得年月日、申告書区分、環境割申告区分、環境割課税区分、自営区分、状態コード・環境割、税率区分、特例区分、決議年月日、通知年月日、納期限、後課税標準額、前課税標準額、差引課税標準額、税率、前税率、税額・環境割、既確定額、過不足額、取得価額・車両本体、既車両本体、取得価額・付加物、既付加物、後取得価額、前取得価額、決議年月日加算、通知年月日加算、納期限加算、不徴収、調定額・過少、対応税額・過少通常、率%・過少通常、加算金額・過少通常、既確定額・過少通常、過不足額・過少通常、対応税額・過少加算、率%・過少加算、加算金額・過少加算、既確定額・過少加算、過不足額・過少加算、調定額・不申告、対応税額・不申告、率%・不申告、加算金額・不申告、既確定額・不申告、過不足額・不申告、調定額・重加算、対応税額・重加算、率%・重加算、加算金額・重加算、既確定額・重加算、過不足額・重加算、加算金計、過不足額計、最終連番、更正決定入力区分、加算金区分、税率・種別割、状態コード・種別割、状態適用年月日・種別割、自動車税種別割額、型式、初度登録年月、型式指定番号、類別区分番号、メーカーコード、車名、更新日、更新時刻	事後	重要な変更には該当しない変更のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。 ・また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	(略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。 ・また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事後	重要な変更には該当しない変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略) ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ①国税連携システムはログインパスワードによる認証を必要としている。 ②端末には、一般社団法人地方税電子化協議会から配信されるセキュリティアップデートを適用している。 (略)	(略) ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ①国税連携システムはログインパスワードによる認証を必要としている。 ②端末には、地方税共同機構から配信されるセキュリティアップデートを適用している。 (略)	事後	重要な変更該当しない変更のため
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(略) ＜国税連携システムの運用における措置＞ ①国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。 ②一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 (略)	(略) ＜国税連携システムの運用における措置＞ ①国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ②地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 (略)	事後	重要な変更該当しない変更のため
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	(略) ＜eLTAXに関する措置＞ ①担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 (略)	(略) ＜eLTAXに関する措置＞ ①担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 (略)	事後	重要な変更該当しない変更のため
令和3年8月23日	I 基本事項 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の28の項 ・(略)	・番号法第19条第8号 別表第二の28の項 ・(略)	事前	令和3年5月19日公布 番号法改正に伴う変更